

官報號外

昭和三十年七月三十日

○第二十二回 衆議院會議錄 第五十一号

第五章 雜則(第二十二条第一款)
第六章 則則(第二十九条第一款)
附則 第一章 總則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

二 利子補給金又は利子の軽減をする資金

三 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいふ。

四 この法律において「間接補助事務者等」とは、間接補助事業等を行ふ者をいふ。

五 この法律において「各省各府」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十二条に規定する各省各府をいい、「各省各府の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各府の長をいふ。

六 この法律において「関係者の債務」とは、補助事業者等の債務をいふ。

七 この法律において「各省各府」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十二条に規定する各省各府をいい、「各省各府の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各府の長をいふ。

八 その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

九 二 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行ふ者をいふ。

十 三 この法律において「間接補助事業者等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいふ。

十一 四 この法律において「間接補助事業者等」とは、次に掲げるものをいふ。

十二 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金等

十三 二、補助金等を直接又は間接に

十四 三、この法律において「間接補助事業者等」とは、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

十五 一、補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかねられるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に

議事日程 第五十号
昭和三十年七月三十日(土曜日)

午前十時開議

第一 消防力強化に関する決議案
(鈴木直人君外七名提出)

(委員会審査省略要求案件)

第二 自作農維持創設資金金融通法
(内閣提出、參議院回付)

第三 地方税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、參議院回付)

第四 補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律案(内閣
提出)

(請願日程は本号追記(一)に掲載)

● 本日の会議に付した案件

日程第一 消防力強化に関する決
議案(鈴木直人君外七名提出)

他廉保險法一部を改正する法律
案(内閣提出)

健康保險法等一部を改正する法
律案(鈴木直人君外七名提出)

厚生年金保険法一部を改正する法
律案(内閣提出)

船員保險法一部を改正する法律
案(内閣提出)

照和三十年七月三十日 衆議院会議録第五十一号 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

証券取引法の一部を改正する法律
案(内閣提出、參議院送付)

あん摩師、はり師、きゅう師及び
柔道整復師法の一部を改正する
法律案(内閣提出、參議院送付)

韓国人に抑留せられた日本漁民の処
遇及び帰還促進に関する決議案
(大坪保雄君外七名提出)

第三国人戦争受刑者の出所後の援
護対策に關する緊急質問(山下
春江君提出)

在日米軍の原子砲等原子兵器の時
破壊に関する緊急質問(柳田秀一
君提出)

三重県津市における学童の水死事
件に關する緊急質問(平田ヒテ
君提出)

日程第二 補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律案(内
閣提出)

自作農維持創設資金融
通法案(内閣提出、參議院回付)

日程第三 地方税法の一部を改
正する法律案(内閣提出、參議院
回付)

日程第四 補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律案(内
閣提出)

補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律案(内閣提出)

補助金等に係る予算の執行の適
正化に関する法律案(内閣提出)

正化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条~第四条)

第二章 補助金等の交付の申請及
び決定(第五条~第十条)

第三章 補助事業等の遂行等(第十
一条~第十六条)

第四章 補助金等の返還等(第十
一条~第二十一条)

第五章 雜則(第二十二条第一款)

第六章 則則(第二十九条第一款)

附則 第一章 總則

(事情変更による決定の取消等)

補助事業等又は間接補助事業等を行ふように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関する命令によれば、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定あるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請 第二章 補助金等の交付の申請

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む)。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各府の長が定める書類を添え、各省各府の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各府の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の額及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきとの認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ)をしなければならない。

- 2 各省各府の長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付

(の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。)

第七条 各省各府の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要なときは、次に掲げる事項につき条件を附すものとする。

(補助金等の交付の条件)

第一補助事業等に要する経費分の変更(各省各府の長の定める軽微な変更を除く)をする場合においては、各省各府の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他の補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項。

三 補助事業等の内容の変更(各省各府の長の定める軽微な変更を除く)をする場合においては、各省各府の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等の中止し、又は廃止する場合においては、各省各

(付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する額を国に納付することができる。)

第一項の規定は、これらの規定一部に相当する額を国に納付する。

前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各府の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附すものとする。

第一補助事業等に要する経費分の変更(各省各府の長の定める軽微な変更を除く)をする場合においては、各省各府の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他の補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項。

三 補助事業等の内容の変更(各省各府の長の定める軽微な変更を除く)をする場合においては、各省各府の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等の中止し、又は廃止する場合においては、各省各

(事情変更による決定の取消等)

第十一条 各省各府の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、

その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

直接補助事業者等は、法令の定及び直接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて直接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の解決を目的とする第二条第四項第一号の給付金に附づいては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより千渉するようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各府の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をしたものには、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内

容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各府の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(状況報告)

第十二条 各省各府の長は、各省各府の長の定めるところにより、補助事業等の進行の状況に關し、各省各府の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行)

第十三条 各省各府の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に附された条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を

(途への使用(利子補給金に附づけてその交付の目的となつては、その交付の目的となつては、融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ)をしてはならない。

直接補助事業者等は、法令の定及び直接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて直接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の解決を目的とする第二条第四項第一号の給付金に附づいては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより千渉するようものであつてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の解決を目的とする第二条第四項第一号の給付金に附づいては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより千渉するようものであつてはならない。

第三章 補助事業等の遂行

第一條 補助事業者等は、法令の定及び補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他

の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各府の長に報告してその指示を受けるべきこと。

第二條 各省各府の長は、補助事業等の遂行

があるときは、各省各府の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十四条 各省各府の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に附された条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を

遂行すべきことを命ずることがで
きる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等
が前項の命令に違反したときは、
その者に対し、当該補助事業等の
遂行の一時停止を命ずることがで
きる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各
庁の長の定めるところにより、補
助事業等が完了したとき(補助事
業等の廃止の承認を受けたときを
含む。)は、補助事業等の成果を記
載した補助事業実績報告書に各
省各庁の長の定める書類を添えて
各省各庁の長に報告しなければな
らない。補助金等の交付の決定に
係る国の会計年度が終了した場合
も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事
業等の完了又は廃止に係る補助事
業等の成果の報告を受けた場合に
おいては、報告書等の書類の審査
及び必要に応じて行う現地調査等
により、その報告に係る補助事業
等の成果が補助金等の交付の決定
の内容及びこれに附した条件に適
合するものであるかどうかを調査
し、適合すると認めたときは、交
付すべき補助金等の額を確定し、
当該補助事業者等に通知しなけれ
ばならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事
業等の成果の報告を受けた場合に
おいて、その報告に係る補助事業
等の成果が補助金等の交付の決定
の決定を決定した場合に附した
条件に附した条件に適合するもの
であるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二
二項の規定による取消をした場合
についても準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金
等の全部又は一部を取り消す。
第十九条 補助事業者等は、第十七
一条第一項の規定又はこれに準する
他の法律の規定による処分に關
し、補助金等の返還を命ぜられた
ときは、政令で定めるところによ
り、その命令に係る補助金等の受
付すべき補助金等の額を確定し、
合で計算した加算金を国に納付し
なければならない。

(是正のための措置)

第十九条 各省各庁の長は、補助事
業等の成果の報告を受けた場合に
おいて、その報告に係る補助事業
等の成果が補助金等の交付の決定
の決定を決定した場合に附した
条件に附した条件に適合するもの
であるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二
二項の規定による取消をした場合
についても準用する。

(補助金等の返還)

第十九条 各省各庁の長は、補助金
等の全部又は一部を取り消す。

の内容及びこれに附した条件に適
合しないと認めるときは、当該補
助事業等につき、これに適合させ
るための措置をとるべきことを當
該補助事業者等に對して命するこ
とができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定
による命令に従つて行う補助事業
等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

2 第十四条の規定は、前項の規定
による命令に従つて行う補助事業
等について準用する。

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事
業者等が、補助金等の他の用途へ
の使用をし、その他補助事業等に
関して補助金等の交付の決定の内
容又はこれに附した条件その他法
令又はこれに基く各省各庁の長の
処分に違反したときは、補助金等
の交付の決定の全部又は一部を取り
消すことができる。

3 各省各庁の長は、第一項の返還
の命令に係る補助金等の交付の決
定の取消が前条第三項の規定によ
るものである場合において、やむ
を得ない事情があると認めるとき
は、政令で定めるところにより、
返還の期限を延長し、又は返還の
命令の全額若しくは一部を取り消
すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七
一条第一項の規定又はこれに準する
他の法律の規定による処分に關
し、補助金等の返還を命ぜられた
ときは、政令で定めるところによ
り、その命令に係る補助金等の受
付すべき補助金等の額を確定し、
合で計算した加算金を国に納付す
ることができる。

(微取)

第二十一条 各省各庁の長が返還を
命じた補助金等又はこれに係る加
算金若しくは延滞金は、国税徴収
の例により、徴収することができる
る。

2 前項の補助金等又は加算金若
くは延滞金の先取特權の順位は、
國税及び地方税に次ぎ、他の公課
に先づるものとする。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助
事業等により取得し、又は効用の
増加した政令で定める財産を、各
省各庁の長の承認を受けないで、
補助金等の交付の目的に反して使
用し、譲渡し、交換し貸し付け、
又は担保に供してはならない。た

に係る部分に属し、すでに補助金
等が交付されているときは、期限
を定めて、その返還を命じなければ
ならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等
に交付すべき補助金等の額を確定
し、場合において、すでにその額
を定め、期限を定めて、その返
還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合
において、やむを得ない事情があ
ると認めるときは、政令で定める
ところにより、加算金又は延滞金
の全部又は一部を免除することが
できる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助事
業者等が、補助金等の返還を命ぜら
れ、当該補助金等、加算金又は延
滞金の全部又は一部を納付しない
場合において、その者に對して、
証票を携帯し、関係者の要求があ
るときは、これを提示しなければ
ならない。

2 前項の職員は、その身分を示す
証票を携帯し、関係者の要求があ
るときは、これを提示しなければ
ならない。

(立入検査等)

第二十四条 補助金等の交付に關す
る事務その他補助金等に係る予算
の執行に關する事務に從事する國
又は都道府県の職員は、當該事務
を不當に遅延させ、又は補助金等
の交付の目的を達成するため必要
な限度をこえて不當に補助事業者
等若しくは間接補助事業者等に對
して干渉してはならない。

(不服の申立て)

第二十五条 補助金等の交付の決
定、補助金等の交付の決定の取
消、補助金等の返還の命令その他の
補助金等の交付に關する各省各庁
の長の処分に對して不服のある地
方公共団体(港湾法昭和二十五年
法律第二百一十八号)に基く海務局
を含む。以下同じ。は政令で定め
るところにより、各省各庁の長に

三錢の割合で計算した延滞金を國
に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合
において、やむを得ない事情があ
ると認めるときは、政令で定める
ところにより、加算金又は延滞金
の全部又は一部を免除することが
できる。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助事
業者等が、補助金等の返還を命ぜら
れ、当該補助金等、加算金又は延
滞金の全部又は一部を納付しない
場合において、その者に對して、
証票を携帯し、関係者の要求があ
るときは、これを提示しなければ
ならない。

2 前項の職員は、その身分を示す
証票を携帯し、関係者の要求があ
るときは、これを提示しなければ
ならない。

(立入検査等)

第二十四条 補助金等の交付に關す
る事務その他補助金等に係る予算
の執行に關する事務に從事する國
又は都道府県の職員は、當該事務
を不當に遅延させ、又は補助金等
の交付の目的を達成するため必要
な限度をこえて不當に補助事業者
等若しくは間接補助事業者等に對
して干渉してはならない。

(不服の申立て)

第二十五条 補助金等の交付の決
定、補助金等の交付の決定の取
消、補助金等の返還の命令その他の
補助金等の交付に關する各省各庁
の長の処分に對して不服のある地
方公共団体(港湾法昭和二十五年
法律第二百一十八号)に基く海務局
を含む。以下同じ。は政令で定め
るところにより、各省各庁の長に

対して不服の申立をすることがで

きる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立をした者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を申立をした者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の委任)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任することができる。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基づき交付する補助金等については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(第六章 罰則)

第二十九条 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使

用をした者は、三年以下の懲役若しくは三十日以下の罰金に処する。

若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成績の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をして検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しして答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十二条 法人(法人でない団体で代表者は又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ)の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合においては、その代表者は又は代理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、地方公共団体には適用しない。

2 地方公共団体においては第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした当該地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十一年度分以前の予算により支拂された補助金及びこれに係る間接補助金等に關しては、適用しない。

第五十条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案

(昭和三十一年法律第二号)の規定(罰則を含む。)は、日本国有鉄道の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。この場合において、同法(第二条第七項を算の執行の適正化に関する法律案(罰則を含む。)は、日本国有鐵道の補助金等並びに間接補助金等に關し準用する。

3 日本専売公社法(昭和二十一年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条第四十三条の二十三」と「第二十九条第四十三条の二十四」に改め、第四十四条の二十四に次の一項を加える。

(補助金等)

第四十三条の二十四、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「各省各庁」とあるのは「日本國有鐵道」と「各省各庁の長」とあるのは「日本國有鐵道」、同法(第二条第七項を算の執行の適正化に関する法律案(罰則を含む。)は、日本國有鐵道の補助金等並びに間接補助金等に關し準用する。

5 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「各省各庁」とあるのは「日本國有鐵道」と「各省各庁の長」とあるのは「日本國有鐵道」、同法(第二条第七項を算の執行の適正化に関する法律案(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。この場合において、同法(第二条第七号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

6 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「各省各庁」とあるのは「日本國有鐵道」と「各省各庁の長」とあるのは「日本國有鐵道」、同法(第二条第七項を算の執行の適正化に関する法律案(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の總裁とあるのは「日本専賣公社」と、各省各庁の長とあるのは「日本専賣公社」と読み替えるものとする。

4 日本国有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の二条を加える。

(補助金等)

第五十条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案

(昭和三十一年法律第二号)の規定(罰則を含む。)は、日本国有鐵道の補助金等並びに間接補助金等に關し準用する。

第一条中「予算の執行の適正化」を「予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化」に改める。

第六条に次の二項を加える。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第五十条に次の一項を加える。

(補助金等)

第五十条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第五十一条に次の一項を加える。

(補助金等)

第五十一条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第五十二条に次の一項を加える。

(補助金等)

第五十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第五十三条に次の一項を加える。

(補助金等)

第五十三条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第五十四条に次の一項を加える。

(補助金等)

第五十四条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第五十五条に次の一項を加える。

(補助金等)

第五十五条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第五十六条に次の一項を加える。

(補助金等)

第五十六条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百五十号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に關し準用する。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を付の申請に係る事項に付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不适当に困難とさせないようにならなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

措置として、とりあえず次の事項を速かに実施すべきである。

一、消防施設強化促進法に基く国庫補助金を増額すること。

二、消防関係の公務災害補償の拡充

強化につき、適切な措置を講ずること。

右決議する。

この際、簡単に提案理由を説明いたしました。

近時、火災、水害その他の災害が急激に増加し、かつ被害の規模が逐次増大しつつある傾向にありますことは、

きわめて遺憾であり、これが万全の対策を早急に実施する必要のあることを認識する次第であります。ことに、火災は、四季を問わず、ひんびんとして発生しておりますが、一方、これに対処する市町村の消防力はまことに憂心にたえない現状であります。そのため、気象的悪条件のもとに、たびたび火災の発生を見れば、大火となつて幾多の人命、財産を鳥有に帰しており、せつかく住宅対策に腐心しながら、一方から目に見えてこれをくすしつつある現状であります。また、沿山治水の事業もまだ縮について間もない実情より見まして、来たるべき雨季、台風季における水害の跳梁に思いをいたすとき、毎年そこなわれている幾多費重な人的、物的損害を想起し、まことに、はだえにアワを生ずるの感を禁じ得ないのであります。このときに当り、それらの灾害に対処して、挺身防除の任に當る全員の憂い、な、安んじて活動でき得るようにするためには、公務災害補償制

度の完全実施の必要を痛感する次第であります。

まず、決議案の第一に消防施設強化促進法に基く国庫補助金の増額を擇げましたのは、右に基く補助金の実績が逐年減少の途をたどり、本年度はわずかに二億六千万円弱を計上されてゐるにすぎないのであります。反面、これに対する市町村の補助金要望額は年々増大いたしまして、本年は三十億余円を計上することを希望しておるのであります。こうした現状から見ましても、市町村財政の窮屈は、消防施設強化の必要を痛感しつつも、手を貸し得化するばかりであつて、法律の示す消防力強化の実をあけることは、とうてい困難であり、まことに憂慮すべきことと考えさせられるのであります。右補助金の増額はばかり、もつて大火災の発生を封じ、災厄の未然に防止されることを希求するものであります。

次に、第二の、消防関係公務災害補償の拡充強化につき適切なる措置を講ずることを希望するものは、現行の公務災害補償制度が市町村の負担するところとなつており、その裁定補償金の支給となつて、その裁定補償金の支給はすべて市町村の責任で行われているのであります。しかしながら、内閣提出、健康保険法の一部を改正する法律案、岡良君外十一名提出、健康保険法等の一部を改正する法律案、(説がついておらぬ)話はつけてある、「暫時休憩」と呼び、その他発言する者多く内閣提出、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、岡良君外十一名提出、健康保険法の一部を改正する法律案、(説がついておらぬ)話はつけてある、「暫時休憩」と呼び、その他発言する者多く内閣提出、厚生年金保険法の一部を改

るところをきわめて大なるものがああります。

そこで、この点、まことに寒心にたえないのであります。もし若干でもまよ

うな傾向が生すれば、そのもたらす社会的不安はまことに憂慮すべきものがあ

ると考へられるのであります。これにわざかな國庫補助金を支出することによつて、公務災害補償が完璧に実施され、関係者の士氣を鼓舞し、挺身災厄を防除できれば、國家のため大なる仕合せと信じる次第であります。

その他発言する者多く

○議長(益谷秀次君)「異議なし」と呼び、

○議長(益谷秀次君)そのまま暫時お待ちを願います。

〔審議進行〕休憩々々と呼び、

○議長(益谷秀次君) 内閣提出、健康保険法の一部を改正する法律案、岡良君外十一名提出、健康保険法等の一部を改正する法律案、船員保険法等の一部を改正する法律案、右四案を、委員長の報告を求めます。

一、被保險者ノ直系親属、配偶者

ノ親族ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含

ム以下之ニ同ジ) 及ニニシテ主

シテ其ノ被保險者ト同一世帯

ニ属シ主トシテ其者ニ依リ生

計ヲ維持スルモノ

第三条第一項の表を次のように改

め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依リ標準報酬一定マリタル被保險者

ニ付」を「被保險者ガ」に改める。

れた期間に係る部分に限る。」に、同
条第二項中「その年金を請求するこ
とができる。」を「その年金(その加給
年金額計算される期間に係る部分
に限る)」を請求することができる。」
に改める。

第三十八条本文中「老齢年金」を
「老齢年金(第四十六条の規定によつ
て支給を停止されている老齢年金を
除く。)」に、「障害年金」を「障害年金
(第四十九条第一項又は第五十四条
の規定によつて支給を停止されてい
る障害年金を除く。)」に改め、同条
ただし書を削る。

第四十条第二項中「保険給付をし
ないことができる。」を「保険給付を
行う責を免かれる。」に改める。

第五十七条中「傷害手当金」を「障
害手当金」に改める。

第六十三条第二項第二号中「妻が」の下
に「受給権を取得した當時」の下に「又は
前号本文の規定に該当した當時」を
加える。

第六十五条第一項中「妻が」の下
に「受給権を取得した當時」から引き続
きを加える。

第七十七条第二号中「年金たる受
給権」を「年金たる保険給付の受給
権」に改める。

第八十九条の見出しを「(国税徴収
法の準用)」に改め、同条中「徴収金
に関する書類の送達については、」を
「徴収金に関しては、」に、「第四条
第九条、二から第四条ノ五
まで、第四条ノ九」に改める。

附則第十六条第一項に次のただし
書を加える。

1

この法律は、昭和三十年七月一
日から施行する。

2 この法律の施行の日前に被保険
者の資格を取得して、この法律の

昭和三十年七月三十日 東京院会議録第五十一号 健康保険法の一部を改正する法律案外三案

ただし、その者が死亡した場合
において、その者の遺族が第五十
八条の遺族年金の支給を受けるこ
とができるときは、この限りでな
い。

附則第二十二条第一項中「旧法第
二十四条から第二十五条ノ二までの

規定によつて計算した被保険者期
間」を「旧法による被保険者であつた
期間に基く被保険者期間」に、同条
に改め、同項を同条第三項として、同
条第一項の次に一項を加える。

2 第七十一条第二項の規定は、前項
の場合に準用する。

附則第二十二条の次に次の二条を
加える。
(女子に対する脱退手当金の特例)
第二十二条の二 旧法による被保険
者であつた期間に基く被保険者
間が五年以上の女子であつて、昭
和二十九年五月一日前に被保険者
の資格を喪失し、かつ、同年四月
三十日において五十歳未満である
ものが、被保険者となることなく
して五十五歳に達したときは、そ
の者に第六十九条の脱退手当金を
支給する。ただし、同条各号の一
に該当する場合は、この限りでな
い。

附則第二項を削る。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行す
る。

法律案の一部を次のように修正す
る。

第二十二条の改正規定を削る。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、会議録追録に掲載

施行の日まで引き続き被保険者の
資格のある者(第四種被保険者の
資格のある者を除く。)のうち、昭
和三十年六月の標準報酬月額水三千
円である者の同年七月から同年
九月までの標準報酬月額は、四十
円とする。

厚生年金保険法の一部を改正す
る法律案に対する修正案

厚生年金保険法の一部を改正す
る法律案の一部を改正する
法律案の一部を次のように修正す
る。

第二十二条の改正規定を削る。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行す
る。

法律案の一部を次のように修正す
る。

第二十二条の改正規定を削る。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、会議録追録に掲載

等級	標準報酬	月額	報酬月額
第一級	五百円	五百円	五百円未満
第二級	六百円	六百円	五百円以上六百円未満
第三級	七百円	七百円	六百円以上七百円未満
第四級	八百円	八百円	七百円以上八百円未満
第五級	九百円	九百円	八百円以上九百円未満
第六級	一千円	一千円	九百円以上一千円未満
第七級	一千五百円	一千五百円	一千五百円以上一千五百円未満
第八級	二千円	二千円	一千五百円以上二千円未満
第九級	二千五百円	二千五百円	二千五百円以上二千五百円未満
第一〇級	三千円	三千円	二千五百円以上三千円未満
第一一級	三千五百円	三千五百円	三千五百円以上三千五百円未満
第一二級	四千円	四千円	三千五百円以上四千円未満
第一三級	四千五百円	四千五百円	三千五百円以上四千五百円未満
第一四級	五千円	五千円	四千五百円以上五千円未満
第一五級	五千五百円	五千五百円	四千五百円以上五千五百円未満
第一六級	六千円	六千円	五千五百円以上六千円未満
第一七級	七千円	七千円	六千円以上七千円未満
第一八級	八千円	八千円	七千円以上八千円未満

第一 条この法律は、昭和三十年七月一
日から施行する。

2 この法律の施行の日前に被保険
者の資格を取得して、この法律の

第九条ノ二及び第九条ノ三を次の
ようにより改める。

所有者、被保険者又は被保険者タ
リシ者其ノ他ノ関係者三対シ文書
ルモトス

第一 被保険者ノ直系尊属、配偶者
(届出ヲ為サザル事実、上婚姻
關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含
ム以下之ニ同ジ) 及子ニシテ主

動、報酬及保険給付並ニ保険料ニ
其ノ他ノ物件ノ提出ヲ命シ又ハ當

トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計
ヲ維持スルモノ

計ヲ維持スルモノ

シテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯
である者の同年七月から同年
九月までの標準報酬月額は、四十
円とする。

厚生年金保険法の一部を改正す
る法律案に対する修正案

厚生年金保険法の一部を改正す
る法律案の一部を改正する
法律案の一部を次のように修正す
る。

第二十二条の改正規定を削る。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、会議録追録に掲載

法律案の一部を次のように修正す
る。

第二十二条の改正規定を削る。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、会議録追録に掲載

(被扶養者に関する経過措置)
第一条第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつて次の各号の一に該当するもの被扶養者としての資格について、その者が引き続き当該被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、もつぱりその者により生計を維持している間に限り、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者については、当該傷病手当金及びその傷病手当金の支給事由たる疾病又は負傷により発した疾病による傷病手当金以外の保険給付、第二号に該当する者については、当該傷病又は負傷及びこれにより発した疾病についての家族療養費以外の保険給付については、この限りでない。

第一条第二項の改正規定の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院若しくは診療所に収容され、又は自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給を受けている被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持している者

二 その疾病又は負傷につき第一項の改正規定の施行の際現に被保険者又は被保険者であつた者が家族療養費の支給を受けている者

(標準報酬に関する経過措置)
三 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き第十七条の規定による被保険者の資格のある者うち、昭和三十年六月の標準

報酬額が四千円である者については、同年七月からその標準報酬額を改定する。

(資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置)

4 この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務の原因によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき、この法律の施行の際現にその資格喪失後

の期間に係る療養の給付を受けているものについては、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病についての療養の給付に関する限り、改正後の第二十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前項の規定は、この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病についての療養の給付を受けていた場合におけるこれらの

保険給付についても、同様

とする。

6 被保険者の資格を喪失した後この例による。

7 被保険者の資格を喪失した後この法律の施行前に分べんした者であつて、改正後の第三十二条ノ四の要件を満たしているものについては、その者が改正前の第三十二条ノ三ノ二の要件を満たしていない場合であつても、この法律の施行後の期間に係る出産手当金及び育児手当金を支給する。

(傷病手当金に関する経過措置)

8 この法律の施行の際現に職務外の事由による傷病手当金の支給を受けている者については、当該傷

病手当金の支給事由たる疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾

病についての療養の給付を

受ける限り、改正後の第二十九条第一項及び第二項第三段ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際現に船舶に

乗組んでおり、かつ、職務外の事由により疾病にかかり又は負傷している被保険者がこの法律の

施行後船員法(昭和二十二年法律

第百号)第二条第二項に定める予

備員となることなくして被保険者

の資格を喪失した場合において

は、その者に対する療養の給付及

び傷病手当金の支給については、

当該疾病若しくは負傷又はこれ

により発した疾病に関する限り、改

正後の第二十九条第一項及び第三

十条第三項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。その者がこ

の法律の施行の際現に家族療養費

又は育児手当金の支給を受けてい

る者である場合におけるこれらの

保険給付の支給についても、同様

とする。

10 第七条の二 第六条第一項の規定

により厚生年金保険の被保険者

であつた期間が船員保険の被保

険者であつた期間とみなされる

者については、船員保険法第二

十条第一項及び第二十一条第二

号中「三十五歳」とあるのは「四

十歳」と読み替えるものとする。

ただし、次の各号に掲げる者に

ついては、この限りでない。

一 厚生年金保険の第一種被保

険者又は第四種被保険者であ

つた期間を計算に入れない

で、三十五歳に達した後の船

員保険の被保険者であつた期

間が十一年三箇月以上(その

のに限る)である男子

二 女子

2 第六条第一項の規定により厚

生年金保険の被保険者であつた

期間が船員保険の被保険者であ

つた期間とみなされる者であつ

て、次の各号の一に該当するも

のは、船員保険法第二十条第一

項及び第二十一条第一号の適用

について、四十歳(第二号に

該当する者については、三十五

歳)に達した後の同法第七十五

条の規定による被保険者であつた

者については、「三千円」と読み替

えるものとする。

14 第九項の者に係る保険給付に

ついては、第三十二条第三号中

期間が七年六箇月以上であるものとみなす。

一 四十歳に達した後の厚生年

金保険の第一種被保険者又は

第三種被保険者としての被保

険者期間が七年六箇月以上で

ある者

二 三十五歳に達した後の厚生

年金保険の第二種被保険者と

しての被保険者期間が七年六

箇月以上である者

三 十年第二項中「厚生年金保

険法による標準報酬月額」の下に

「同法附則第六条の規定により同

法によるものとみなされる標準報

酬月額を含む。」を加える。

第十条第二項中「厚生年金保

険法による標準報酬月額」の下に

「同法附則第六条の規定により同

法によるものとみなされる標準報

酬月額を含む。」を加える。

第十三条第三号中「船員保険

の被保険者であつた期間と

あつた期間が七年六箇月以上である

者

一 船員保険の任意延長被

保険者であつた期間以外の期

間が七年六箇月以上であるも

のに限る)である男子

二 三十歳に達した後の船員保

険の被保険者であつた期間と

あつた期間に三分の四を乗じて得た期間

の月数に改める。

附則の二項を加える。

13 第十条第一項の規定により厚

生年金保険法による標準報酬

額とみなされる船員保険法によ

る標準報酬月額について、厚

生年金保険法附則第八条中「三

千円」とあるのは、「四千円」と

読み替える。第十条第二項の規定

により船員保険法による標準報

酬月額とみなされる厚生年金保

険法による標準報酬月額につい

ては、船員保険法の一部を改正す

る法律(昭和二十九年法律第百

十六号)附則第三条中「四千円」

とあるのは、「三千円」と読み替

えるものとする。

14 第九項の者に係る保険給付に

ついては、第三十二条第三号中

「三十一年三箇月以上である

者

のとみなす。

「船員保険の被保険者であった期間に三分の四を乗じて得た期間」とあるのは、「船員保険の被保険者であつた期間（船員保険法）」とある。

法改正法律（昭和二十年法律第二十四号）附則第一条第二項

又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三百三号）附則第三条の規定により加算された期間を除く。)に三分の四を乗じて得た期間」と読み替えるものとする。

船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正

附則第九項中「昭和三十年六月以

前を昭和三十年七月以前に改

め、同項を附則第七項とし、附則第

十項を附則第八項とする。

【報告書は会議録に掲載】

【松岡松平君登壇】

○松岡松平君 たゞいま括上程され

ました四法案について、社会労働委員

会における審査の経過並びに結果を御

報告申し上げます。

健康保険法の一部を改正する法律案

につきまして御報告申し上げます。

健康保険制度は、昭和二十八年度に

至り、相次ぐ医療費の増高が収入を上

回り、特に昨年に入つて以来保険経済

はきわめて困難な事態に立ち至り、昭

和三十年度の予算におきましては、前

年度と今年度との赤字見込み額は約

百億円に達する次第であります。政

府は、当面の健康保険の財政的措置と

これによりこれに対処せんとするの

が、本改正法律案の提案理由であります。

その要旨は、被扶養者の範囲を被保

険者の三親等内に親族までとするこ

と、標準報酬の等級は從来の二十等

六十条の改正規定は、昭和三十一年

八月一日から施行し、附則第八項

及び改正規定は、昭和二十九年五月一日

より施行することと定められました。

法律案の要旨は、まず、標準報酬につ

いては、職務外の療養費の給付、傷病手当金等を被保険者であることを必要とする。

手当金等を被保険者であることを要する。

三法案は六月十三日厚生大臣より、後

者は七月二十七日長谷川保君より提案

理由の説明を聴取した後、数回にわた

り審議が行われたのであります。本

手当金等を被保険者であることを要

するとして、職務外の傷病手当金

の三月以上被保険者であることを要

を改正する法律案は五月三十日、健

康保険法等の一部を改正する法律案は

六月三十日本委員会に付託せられ、前

三法案は六月十三日厚生大臣より、後

者は七月二十七日長谷川保君より提案

理由の説明を聴取した後、数回にわた

り審議が行われたのであります。本

手当金等を被保険者であることを要

するとして、職務外の傷病手当金

の三月以上被保険者であることを要

を改正する法律案は少數をもって否決せられ、

さらに他の内閣提出の三案について、

修正案並びに修正部分を除く他の原案

を一括して採決に入りましたところ、

多数をもって可決すべきものと認決いたしました。

した次第でございます。

以上をもって報告いたします。

【長谷川保君登壇】

○長谷川保君 私は、日本社会党を代

りたしまして、ただいま上程せられ

ました同派社会党提出の健康保険法等

の一部改正法律に賛成をし、政府提案

の健康保険法の一部改正法律、船員

に対する診療施設その他の施設への立

入り検査規定を削除したこと、四、施

行期日を公布の日に改めたこと等であ

り、船員保険法については、一、被扶

養者の範囲を現行法通りとすること、

二、標準報酬の改訂を取りやめるこ

と、三、医療担当者に対する診療施設

その他の施設への立ち入り検査規定を

削除したこと、四、施行期日を公布の

日に改めたこと等であり、厚生年金保

険法については、一、標準報酬の改訂

を取りやめること、二、施行期日を公

布の日からに改めること等であります。

回にわたって、院議をもつて、すみやかにこれを推進すべきことを決議され、おるのであります。また、どの政党も今日ごとごとく、この社会保障制度の完成ということは重要政策として取り上げておりますし、ことに、先般の総選挙におきましても、今日ここにお集まりのどなたも、ごとごとく、この社会保障制度の推進ということは公約としてなさったと思うのであります。

しかるに、御承知のように、昨年あたりから、日本の社会保障制度の重要な根幹をなしております健康保険制度、また国民健康保険等の財政、会計に赤字が出て参りました。この赤字は、私は、決して、単に悲しむべきものでもなければ、またあわてる性質のものでもないと思ふ。これは、明らかに、日本の保険医療の内容が非常に向上いたしまして、そのために出でてきた赤字であるということが、ます第一点として言えるのであります。これは、この反面に、御承知のように日本人の死亡率がずっと減ってきております。ありますから、もし、政治の一一番根本になりますものが国民の基本的人権を守ることであり、その基本的人権の根底をなすものは国民の生命であるといふことをお考えになりますれば、この医療の進歩によって、同じ同胞が非常に多く死ぬことから免れ、安堵感が全快していくことが行われておりますのでありますから、これは私は決してあわてる性質のものではない、常にたくさん死ぬことから免れ、安堵感しむべき性質のものでない、この医療費の増大ということは、むしろ積極的に考えれば、おめでたいことであります。(拍手)

さらに、また、もう一つの赤字の大きな原因は結構であります。結構病が非常に増大いたしました。これが今日本におけるあらゆる社会の階層の中にもびまんしておられます関係上、御士官のように、この結構に対する医療費は非常に増大いたしました。

日本における医療費が赤字になつて、大きな理由も、国家全体の問題であります。従つて、これらにつきましては、国家が当然その責任を負ひで、この保険財政の赤字に対してはこれを埋めるという方策を立てればよろしいであります。

しかるに、この赤字が出て参りました。昨年及び今年二ヵ年を合せまして大体の見通しは百四、五億円ばかり赤字になりますはせぬか。これを見ますと、政府は、非常にあわてて、そうして、何とかしてこの保険財政の赤字を埋めるために、今回の健康保険法及び船員保険法の改正を持ち出したのであります。

この改正の内容を見てみますと、第一は、先ほども御説明があつたように、被扶養者の範囲を被保険者の三親等以内の扶養家族といふことに限定いたしまして、この者でなければ健康保険の診療はこれから受けられないようになります。今までよりもずっと範囲は狭めようといふのである。もしこうなりますと、被保険者であるとする大部分の方は労働者であります。この労働者のお宅のその家計といふものは非常によく困難が加重して参る。今まで健康保険で治療できましたものが、今後は三親等以内の者でなければできない、

受けます前六ヵ月間健康保険の被保険者であればよかつたのを、今度は条件を変えて一年間にしよう。一年間被保険者であつた者でなければ、その継続給付といふものは受けられないようになります。これもまた労働者にとっては重大な問題であります。病気になつてやめられた生活によいと困難になる。そのときに、よいよこれをやるという。さらに、今までのよくなデフレ政策下で、中小企業は倒れていく。中小企業はやめてしまつた。被保険者でなくなつた。生活が困難になつたときに追いか打ちをかけようという。一体、こんなことが正しい考え方でありますか。われわれは、こううような改正に対して反対であります。

私はまことに疑わざるを得ないのであります。
今回のこの保険財政の赤字を埋めるために政府がやつたことは、たつ了一年間に十億円補助金を出そうというごとだけであります。冗談じゃない。もしこれでもって政府が補助金を出して、いると思つたら大間違だ。なぜがならば、この健康保険に入つております二千三百万人の人々は、全額厚生年金保険に入つてゐるのであります。厚生年金保険の積立金は、今日、この三月の統計であります。すでに千六十五億円に達しております。千六十五億円の、この同じ労働者がかけております。厚生年金保険の積立金の運用は、全部政府が持つてきてやつて、この運用に対しまして、政府が払うといふ予定利子は三分五厘であります。これは、政府は、三分五厘はさすがに払いなれて、大体五分五厘を払つておりますが、この厚生年金保険の積立金は、労働者が二十年間かけばなしの養老年金が大部分であります。二十年間の長い間かけばなしにしておるものならば、なぜ二体三分五厘や五分五厘の利子を払つておく理由がありまじや。もつとよけいに利子を払うべきである。こんな長期の安定した資金といふものはないのであります。もしこれを八分払うとしますならば、それだけでもまだ二十五億円労働者によけい払わなければならぬ(拍手)八分に利用しても、もう二十五億円もよけいに払わなければならぬので、それを払わずににおいて、たつた十億円、同じ労働者の健康保険財政に出したものからといつて、補助をして思つたら大間違だ。労働者は十五億円もよけい負をしてある。

うわけでありますから、政府はなぜもっと積極的にこれに對して国庫負担をするということをなさないのか。同じこの国民の医療保障をしております。国民健康保険におきましては、先般、御承知のように、歳後給付に対する二割の国庫負担を決議しておるのであります。同じ国民の健康を守ります。國民健康保険に対して二割の国庫負担を子でに決議してやつておりますが、何ゆえ労働階級のための健康保険にこの補助ができないのでしょうか。たった十億円とは一体何でしょうか。このような不合理なことは断じて許されるべきでない。新憲法がもし国民的公平という觀点に立つならば、絶対にされるべきではないと思う。従つて、わが日本社会党が提案をいたしておりますが、健康保険法等の改正におきましては、この健康保険に対しましては二割以上の国庫負担、また船員保険に対しましては三割以内の国庫負担といふことを要求いたしております。これは当然のことであります。されば、われわれは、やはり、私ども社会党が要求しておられます改正案の中には——今回、政府は行政措置によってやつて参りますが、保険料率千分の六十を千分の六十五に引き上げて、二十五億円二年間に労働者及び資本家から金を集めようといふことをやつておる。これにわれわれは反対である。こういうようなことをしないで、もっと積極的に、もし憲法の条章に政府が忠実であるうとしませんらば、当然二割以内の国庫負担を国民健康保険にすべきであります。

私は、この、われわれの提出いたしました健康保険法等の一部改正法案に對して何とぞ御賛成を賜わり、今政府が提出した健康保険法の一部を改正する法律案外三案

が提出されたままの健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正法案に對して反対せられるように、切に壇上からお願いをする次第であります。(拍手)

○議長(金谷秀文君) 野澤清人君。

〔野澤清人君登壇〕

○野澤清人君 私は、自由党を代表いたしまして、健康保険法の一項を改定する法律案外二法案に關し、修正部分に賛成いたし、同派社会党より提案されたました改正案に反対の討論をいたす

に及ぶるといふことは、これが審議の過程並びに結果において明らかにせられたのであります。ことに標準報酬に関する法律案外二法案に對する討論を除く政府原案に賛成いたし、同派社会党より提案されたました改正案に反対の討論をいたす

初からとからくの論議や批判が行なわれたものでありまして、そのねらいは全く

當面する健康保険の赤字対策にすぎぬ

といふ便宜的な調査策であつたのであ

ります。すなわち、予算編成当時から

しばしば繰り返し指摘せられました通

り、昭和二十一年度、昭和三十年度等

の赤字の想定のもとに、抜本対策とし

て、政府管掌健康保険に対し長期資金

の借り入れをいたし、国庫負担の基本

線を打ち出しまして、一時的に躊躇し

て、社会保険のむしろ改善とも言ふ

べきであります。また、近年一部の医

師の不徳義漢が故意に保険検査を拒

することに關し、一般善良なる医師の

住居にまで立ち入り検査を実施するが

とき、第九条の二に開しまして、

その検査の上における幾多の障害は了

解得るのでありますけれども、社会

もととした行政措置によつて獲得いた

し、残余の赤字補てんと称して、標準

正法案に附されたまゝに社会保障制

度審議会、社会保险審議会等からもい

ち早く原案反対を表明せられておるの

であります。しかも、国会提出の前日

に標準報酬七万円を急に四万八千円に

の提案した健康保険法の一部改正案

合理的な保険医制度の根本改正を暗示

所の数は三十三万七千にも達しているのであり、また被保険者の数は八百四十五万である。家族は一千四百四十四万にも及んでおるのでござります。さらに、また、保険医療の内容におきましては、医学並びに医療方法等の進歩と相扶持て急速な発達を遂げつゝあるのであります。そして、今や国民大衆、特に労働者の生活にとりましては不可離の制度となつておることは、今さら申し上げるまでもないであります。

かかるに、この運営状況に至りましては、政府算定におきまして、昭和十九年度において約四十一億円の赤字を生じており、また三十年度におきましては、赤字は約六十億円と見込まれておるのでございまして、この統計は約百億円に上るわけであります。政府がこの膨大な赤字の解消策といたしましては、百億のうち七十億については財政措置によるものと見ておるのであります。このうちすでに十億円は三十年度の予算の中ににおいて認められておりでございます。また、残余の六十億につきましては、川崎厚生大臣は、社会労働委員会等における発言の中におきまして、すでに資金運用部から借り入れることに内定したかのような口吻を漏らされておるのでござりますが、これにつきましては、私は必ずしも大蔵省においてこれを実証しておらないと見ておるのであります。さて、残りの三十億についてが問題でありまするが、これは、いわゆる保険料底であるように、秋どもは見ておるの

健康保険事業の増大する赤字を抑え
まして、危機を克服し、その運営を建

あります。私はここに声を大にして申しますが、政府が前に述べました二つの審議会の反対答申を絶つてここに提案いたしましたところの原案をもつていたしましては、政府管掌の健康保険事業の赤字の解消は絶対にできまい、できないばかりではない、この半字から参りますところの圧力を一方的に労働大衆にしわ寄せするものであるということを断言いたしまして、われわれは断固反対を表明せざるを得ないでございます。(拍手)

さらに、民主党から提案になりましたところの修正案についてでございますが、これは、第一条にありますように、その扶被難者の範囲を縮小すること、さらには、第三条の標準報酬の引き上げは、これは取りやめること、さらに、これまでの政府原案の改正規定中から、施設その他の施設への立ち入りとし、いわゆる立ち入り検査の条項を削除するということだけにとどまつておるのでございませんが、この健康保険法の改正をなすに一番大事な眼目でなければならないところの継続給付の現行六ヶ月を一年以上に延ばすといふようなど柄につきましては、全然触れておらぬのであります。そのほかにもいろいろ重要な点があるのですが、ういうものについても、原案に対しは一指も染めようとしていないであります。そればかりではない。船員保険法のこときに至りましては、改正原案では、いわゆる標準報酬の最低線を健康保険よりもより高いところにきめ限を設けておりますにもかかわらず、ます、こうしたことにも、一指も

主党の改正案は手をつけないのではありません。本来相互扶助、平等互恵原則でなければならぬ、ところの保険制度の精神に反するこの原案は、対して、民主党的な修正案は全然考慮されておらず、払われておらないということは、徴べきものであると言わなければならぬのであります。

このよくな、何ら一貫した赤字をもつて逆に赤字を増大するものかと思わないような民主党の修正案もつていたしましては、私は、謹んで、赤字を解消することは絶対にできないからこそ、逆に赤字を増大するのであります。ところして、また、その増した赤字から来ますところの圧迫はいかゆる労働大衆の生活を圧迫するのであります。われわれは断じてこれが見のがすことができないのであります。

これに引き比べまして、両派ともより提案いたしましたところの改正案は、すでに長谷川議員からも陳述されました。ます保険料の支拂いの二十以内を国庫負担すること、さらに保険料率を政府が勝手に引き下がらることなどをやらないために、それを法律によることにいたしております。さうですが、この二つは、社会局の中核でありますところの健保保険度の真に重要な改正点である。されば確信するのでござります。

本日の社会労働委員会におきましても、この法案の討論が行われました。ただいま自由党代表として討論立ちましたところの野澤君は、自分は、その討論の冒頭において、自ら

がで良心的には社会党の案に賛成であります。しかし、これが一応納得するものであるという點で、前にこれを断つてから討論をしておられます。(拍手) 皆さん、趣旨において一応納得するものであるは良心的に賛成するような会党の完全に近いこの改正案に対して、何ゆえに民自国民党はこれに反対すればならないのでございまいか。われわれは、この委員会にお示されましたところの両委員会の由の両党の議員にお訴え申し上げる所思ひであります。そして、こそ今からもおそらくはないのであるから、社会党的理想に近い案に対して本会議において賛成するかの原案に対し反対されるようになります。そこでありますから、(拍手) ○議長(益谷秀次郎) これにて討論終局いたしました。これより採決に入ります。

の十三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの。

五 申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第一百五十六条の五 第八十四条及び第八十五条の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第一百五十六条の四第二項各号の一」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の六 証券金融会社は、証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に因する業務又は有価証券の貸付の方法又は条件について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第一百五十六条の四第二項各号の一」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の六 証券金融会社は、証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に因する業務又は有価証券の貸付の方法又は条件について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第一百五十六条の四第二項各号の一」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の六 証券金融会社は、証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に因する業務又は有価証券の貸付の方法又は条件について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第一百五十六条の四第二項各号の一」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の九 証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用者以外の者でなければならぬ。

大蔵大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務に因して営むことが証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に因する業務の遂行をさまたげるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行なわせた後、理由を示し、同項の承認を与えないことができる。

第一百五十六条の十 第百五十六条の正な運営を図るため、その定款において、その取締役の总数のうち占める証券業者の役員又は使用者である取締役の割合の制限に因する定を設けなければならない。

第一百五十六条の十一 第百五十六条の四第二項第四号イからハまでの二に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

第一百五十六条の十二 証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつた場合は、その職を失う。

大蔵大臣は、不正の手段により商号の変更

があることを発見したとき、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分に違反したときは、その役員に通知して並びに審問を行わせた後、当該証券金融会社に対し、理由を示し、その役員の解任を命令することができる。

第一百五十六条の十一 第百六条の規定は、証券業者の役員及び使用者以外の者でなければならぬ。

大蔵大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務に因して営むことが証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に因する業務の遂行をさまたげるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行なわせた後、理由を示し、同項の承認を与えないことができる。

第一百五十六条の十二 大蔵大臣は、この法律に基く命令若しくはこれらに基く处分に違反したときは、その役員に通知して並びに審問を行なわせた後、理由を示し、その免許を取り消す。又は大蔵大臣は、前項の停止を命ずることができる。

第一百五十六条の十三 大蔵大臣は、正な運営を図るため、その定款において、その取締役の总数のうち占める証券業者の役員又は使用者である取締役の割合の制限に因する定を設けなければならない。

第一百五十六条の十四 証券金融会社の業務若しくは財産の状況若しくは営業簿類その他の物件を検査させることができない。

第一百五十六条の十五 証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第一百五十六条の十六 証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

大蔵大臣は、不正の手段により商号の変更

その間に、あんま師試験の受験資格を認め、これに合格したときは、あんま師の免許を受けることができることにいたしたことあります。

本法案は、七月五日予備審査のため本委員会に付託せられ、同十四日提案理由の説明を聽取し、審議に入りましたが、慎重を期するため特に小委員会を設け、日本民主党の不肖松岡小委員長のもとに、きわめて熱心なる審議が行われ、一応の結論を見た次第であります。

本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました。次いで、昨二十九日本付託となり、本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次いで、各派共同提案による次の附帯決議案が提出せられ、日本民主党の大石委員よりその趣旨の説明がありました。

朗読いたします。

附帯決議案

医業類似行為に關しては、政府は

引き続きその業態を把握、検討の上左記事項に関し適切なる措置を講すべく

朗読いたします。

記

一、第十九条第一項の規定による届出をしたる既存業者であつて、本法に認められない者については、猶予期間中に充分な指導を行い、国民

保健上弊害のない者については、その業務の統続ができるよう適切な措置を速かに講ること。

二、あんま師等のうち身体障害者について、本法運営上その業態に支障なからしむるよう万全の措置を講すること。

韓國に抑留せられた日本漁民の処遇及び帰還促進に関する決議案

昭和三十年七月三十日 衆議院会議録第五十一号 韓國に抑留せられた日本漁民の処遇及び帰還促進に関する決議案

三、無免許あんま師その他これに類す

る者に対する取締を厳しくし、その

根絶を期すること。

本附帯決議案は全会一致をもってこ

れを付すべきものと決した次第であ

ります。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしま

す。本案は委員長報告通り決するに

御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よって本案は委員長報告の通

り可決いたしました。

韓國に抑留せられた日本漁民の処

遇及び帰還促進に関する決議案

(大坪保雄君外七名提出)

○議員会審査部題追加要求案件

○長谷川四郎君 諸事日程の緊急

動議を提出いたしました。才なわち、

坪保雄君外七名提出、韓國に抑留せら

れた日本漁民の処遇及び帰還促進に關

する決議案は、提出者の要求の通り委

員会の審査を省略してこの際これを上

程し、その審査を止められんことを望

みます。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よって日程は追加せられまし

た。大坪保雄君。

韓國に抑留せられた日本漁民の処

遇及び帰還促進に関する決議案

韓國に抑留せられた日本漁民の

処遇及び帰還促進に関する決議案

昭和二十七年一月十八日李承晚テ

インの一方的宣言以来、公海漁業自

由の國際慣例は無視され、わが日本

漁業の最重要漁場である日本と韓國

との間の海域の漁業が不法に押圧せ

られたまま今日に至り、不法不正に

捕された漁船は百八十九隻、漁民

は二千三百三十九人の多きに上つて

いる。しかも現在なお二百七十六人

もの同胞漁民が韓國の漁舗又は外人

收容所に抑留され、きわめて苛酷な

待遇を受けていると伝えられる。こ

のことは人道上まさに許しがたきこ

と云わざるを得ない。しかるに今

日に至るもなお放縦の氣配も見

えず、また何等問題解決の端緒も見

出されず、不法な李承晚ラインは次

第に既成事実化しつつあり、わが

漁業の最重要漁場である日本と韓國

との間の海域の漁業が不法に押圧せ

られたまま今日に至り、不法不正に

捕された漁船は百八十九隻、漁民

は二千三百三十九人の多きに上つて

いる。しかも現在なお二百七十六人

もの同胞漁民が韓國の漁舗又は外人

收容所に抑留され、きわめて苛酷な

一、抑留漁民と、その留守家族の援護につき、充分なる措置を講ずること。

○大坪保雄君登壇

ただいま議題となりました、各派共同提案になります。韓

国に抑留せられた日本漁民の処遇及び

帰還促進に関する決議案の趣旨を御説明申上げます。

まず、決議案を朗読いたします。

韓國に抑留せられた日本漁民の処

遇及び帰還促進に関する決議案

昭和二十七年一月十八日李承晚テ

インの一方的宣言以来、公海漁業自

由の國際慣例は無視され、わが日本

漁業の最重要漁場である日本と韓國

との間の海域の漁業が不法に押圧せ

られたまま今日に至り、不法不正に

捕された漁船は百八十九隻、漁民

は二千三百三十九人の多きに上つて

いる。しかも現在なお二百七十六人

もの同胞漁民が韓國の漁舗又は外人

收容所に抑留され、きわめて苛酷な

待遇を受けていると伝えられる。こ

のことは人道上まさに許しがたきこ

と云わざるを得ない。しかるに今

日に至るもなお放縦の氣配も見

えず、また何等問題解決の端緒も見

出されず、不法な李承晚ラインは次

第に既成事実化しつつあり、わが

漁業の最重要漁場である日本と韓國

との間の海域の漁業が不法に押圧せ

かに適切、有効な措置を講すべきである。

一、速かに韓国に對し、その抑留中の

有効適切なる折衝を行ふこと。

二、速かに韓国に對し、その抑留中の

日本漁民を放縦帰還せしめるよ

う場合によつては國際連合に訴えて、その解決の促進を図ること。

一、速かに、日韓会談の再開を図り、また公正な世界の世論に訴えて、その解決の促進を図ること。

二、速かに韓国に對し、その抑留中の

日本漁民を放縦帰還せしめるよ

う場合によつては國際連合に訴えて、その解決の促進を図ること。

一、速かに韓国に對し、その抑留中の

日本漁民を放縦帰還せしめるよ

う場合によつては國際連合に訴えて、その解決の促進を図ること。

昭和三十年七月三十日 衆議院会議録第五十一号 韓國に抑留せられた日本漁民の待遇及び帰還促進に関する決議案

八三二

かかるに、私どもがまさにに残念にいたませんことは、韓國との関係が今まで正常化を見るに至らず、いろいろの懸念事項が未解決のまま放送されております。かの、いわゆる李承晚ラインのときは、その重大な例であります。

今日、言うまでもなく、いわゆる李承晚ラインなるものは、去る昭和十七年一月十八日に、海洋主權の宣言と称し、魚族の保護を名目として、國際法の原則、慣例を無視して、わが国と韓國との間の海域に、韓國側にきわめて有利に、すなわち、狭いところでも海岸から二十マイル、広いところでははるか百七、八十五マイルの公海上にわたって一線を開いて、主としてわが國漁民の出漁を禁止することを宣言したるものであります。自來、韓國の軍艦あるいは警備船は、何ら國際法上の権限に基くことなく、不法不当にも公海上においてわが国の漁船を収捕し、漁民を拉致し、抑留続けておるのあります。それが、今日までに、船において百八十九隻、人において二千三百三十九人の多きを数え、今日なおいまだ帰還しないもの、船において九十一隻、人において二百七十六人であるのであります。しかも、これら抑留された漁民たちは、韓國側の一方的裁判によって、一年ないし六ヶ月の体刑の判決を受けておるのであります。しこうして、今日抑留されておる二

百七十六人は、みな昨年七月以來食餉をとらなかったもので、長いものはまさしく一年に及んでおるのであります。最近の懸念事項が未解決のまま放送されております。かの、いわゆる李承晚ラインのときは、その重大な例であります。

今日、言うまでもなく、いわゆる李承晚ラインなるものは、去る昭和十七年一月十八日に、海洋主權の宣言と称し、魚族の保護を名目として、國際法の原則、慣例を無視して、わが国と韓國との間の海域に、韓國側にきわめて有利に、すなわち、狭いところでも海岸から二十マイル、広いところでははるか百七、八十五マイルの公海上にわたって一線を開いて、主としてわが國漁民の出漁を禁止することを宣言したものであります。自來、韓國の軍艦あるいは警備船は、何ら國際法上の権限に基くことなく、不法不当にも公海上においてわが国の漁船を収捕し、漁民を拉致し、抑留続けておるのあります。それが、今日までに、船において百八十九隻、人において二千三百三十九人の多きを数え、今日なおいまだ帰還しないもの、船において九十一隻、人において二百七十六人あるのであります。しかも、これら抑留された漁民たちは、韓國側の一方的裁判によって、一年ないし六ヶ月の体刑の判決を受けておるのであります。しこうして、今日抑留されておる二

百七十六人は、みな昨年七月以來食餉をとらなかったものであります。かの、いわゆる李承晚ラインのときは、その重大な例であります。

今日、言うまでもなく、いわゆる李承晚ラインなるものは、去る昭和十七年一月十八日に、海洋主權の宣言と称し、魚族の保護を名目として、國際法の原則、慣例を無視して、わが国と韓國との間の海域に、韓國側にきわめて有利に、すなわち、狭いところでも海岸から二十マイル、広いところでははるか百七、八十五マイルの公海上にわたって一線を開いて、主としてわが國漁民の出漁を禁止することを宣言したものであります。自來、韓國の軍艦あるいは警備船は、何ら國際法上の権限に基くことなく、不法不当にも公海上においてわが国の漁船を収捕し、漁民を拉致し、抑留続けておるのあります。それが、今日までに、船において百八十九隻、人において二千三百三十九人の多きを数え、今日なおいまだ帰還しないもの、船において九十一隻、人において二百七十六人あるのであります。しかも、これら抑留された漁民たちは、韓國側の一方的裁判によって、一年ないし六ヶ月の体刑の判決を受けておるのであります。しこうして、今日抑留されておる二

百七十六人は、みな昨年七月以來食餉をとらなかったものであります。かの、いわゆる李承晚ラインのときは、その重大な例であります。

今日、言うまでもなく、いわゆる李承晚ラインなるものは、去る昭和十七年一月十八日に、海洋主權の宣言と称し、魚族の保護を名目として、國際法の原則、慣例を無視して、わが国と韓國との間の海域に、韓國側にきわめて有利に、すなわち、狭いところでも海岸から二十マイル、広いところでははるか百七、八十五マイルの公海上にわたって一線を開いて、主としてわが國漁民の出漁を禁止することを宣言したものであります。自來、韓國の軍艦あるいは警備船は、何ら國際法上の権限に基くことなく、不法不当にも公海上においてわが国の漁船を収捕し、漁民を拉致し、抑留続けておるのあります。それが、今日までに、船において百八十九隻、人において二千三百三十九人の多きを数え、今日なおいまだ帰還しないもの、船において九十一隻、人において二百七十六人あるのであります。しかも、これら抑留された漁民たちは、韓國側の一方的裁判によって、一年ないし六ヶ月の体刑の判決を受けておるのであります。しこうして、今日抑留されておる二

百七十六人は、みな昨年七月以來食餉をとらなかったものであります。かの、いわゆる李承晚ラインのときは、その重大な例であります。

今日、言うまでもなく、いわゆる李承晚ラインなるものは、去る昭和十七年一月十八日に、海洋主權の宣言と称し、魚族の保護を名目として、國際法の原則、慣例を無視して、わが国と韓國との間の海域に、韓國側にきわめて有利に、すなわち、狭いところでも海岸から二十マイル、広いところでははるか百七、八十五マイルの公海上にわたって一線を開いて、主としてわが國漁民の出漁を禁止することを宣言したものであります。自來、韓國の軍艦あるいは警備船は、何ら國際法上の権限に基くことなく、不法不当にも公海上においてわが国の漁船を収捕し、漁民を拉致し、抑留続けておるのあります。それが、今日までに、船において百八十九隻、人において二千三百三十九人の多きを数え、今日なおいまだ帰還しないもの、船において九十一隻、人において二百七十六人あるのであります。しかも、これら抑留された漁民たちは、韓國側の一方的裁判によって、一年ないし六ヶ月の体刑の判決を受けておるのであります。しこうして、今日抑留されておる二

百七十六人は、みな昨年七月以來食餉をとらなかったものであります。かの、いわゆる李承晚ラインのときは、その重大な例であります。

今日、言うまでもなく、いわゆる李承晚ラインなるものは、去る昭和十七年一月十八日に、海洋主權の宣言と称し、魚族の保護を名目として、國際法の原則、慣例を無視して、わが国と韓國との間の海域に、韓國側にきわめて有利に、すなわち、狭いところでも海岸から二十マイル、広いところでははるか百七、八十五マイルの公海上にわたって一線を開いて、主としてわが國漁民の出漁を禁止することを宣言したものであります。自來、韓國の軍艦あるいは警備船は、何ら國際法上の権限に基くことなく、不法不当にも公海上においてわが国の漁船を収捕し、漁民を拉致し、抑留続けておるのあります。それが、今日までに、船において百八十九隻、人において二千三百三十九人の多きを数え、今日なおいまだ帰還しないもの、船において九十一隻、人において二百七十六人あるのであります。しかも、これら抑留された漁民たちは、韓國側の一方的裁判によって、一年ないし六ヶ月の体刑の判決を受けておるのであります。しこうして、今日抑留されておる二

当るべきであり、少くとも暫定的に漁業協定を取り結ぶことだけでも急速に取り連なる努力が望ましいのであります。さらに、抑留漁民の残された家族の中には、一家の支柱と長く別れ、すでに生活の道に困窮し、憤りと恨みとを込めて泣訴しておる者も少くない、あります。さまでありますから、これら困難しておる漁民並びに留守家族の援護についても遺憾なき措置が講ぜられるべきであります。

ここに、本院は、日本国民の絲意として、善隣友好を望和平を愛する立場から、本問題に対する国民的衷情を韓國の朝野並びに廣く世界の良心に訴え、韓國政府がいさぎよく正義と人道とに立脚してすみやかに本問題の根本的解決をはからんことを期待し、また政府がこれが促進方ににつき直ちに有効適切なる措置に出られんことを切に望む次第でございます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありません。よって本案は可決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

第三国人戦争受刑者の出所後の援護対策に関する緊急質問(山下春江君提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、山下春江君提出 第三国人戦争受刑者の出所後の援護対策に関する緊急質問を許可されることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○山下春江君 大だいま議題となりました。山下春江君登壇

第三国人戦争受刑者の出所後の援護対策に関する緊急質問(山下春江君提出)

○山下春江君 大だいま議題となりました。山下春江君登壇

置を講じ、その窮状を救済することにいたしましたのみならず、就職につながる希望や経験や能力等を勘案して、関係部局においてこれがあつせんすることとしたのでございます。さて、さらに、立法化につきましては、ただいま慎重に研究中でございまます。さらに、立法化につきましては、ただいま慎重に研究中でございまます。

なお、この機会に、ただいま決議なりました件につきまして、政府を表して一言申し上げたいと存じます。

韓国に抑留されております日本市民の問題は人道上の問題であり、政院としては、抑留のつど並びに締結した韓國に、漁民の方々の釈放について韓國政府に申し入れて参りました。先般、大院の農林水産委員会でも、ただいま決議と同趣旨の決議がなされましたので、韓國側に本件について申し入れておきましたが、政府は、今後とも、韓國の趣旨を体し、抑留同胞漁民釈放帰還促進のために最も適切なる処置をとる所存でござります。

（國務大臣川崎秀二君登壇）

○國務大臣川崎秀二君　ただいま質問の、第三国人犯の援護対策に付しましては、過ぐる戦争における経緯とその跡始末といたしまして、日本としても、これを放置することは——同の名譽上、譲るることはできないと考えております。

山下議員の御指摘の通り、五月の内旬に二名の韓犯が放送されたにもか

勢が整つておらない、ということを理解いたしまして、本人たちは依然として處置の方にいる方がよいとふんで、がんばっていることは、政府としてもはなはだ不面目でござります。そこで、私は、直ちに法務大臣にて連絡をいたしまして、昨日閣議の決定をもらまして、次のようないわくを行なつたわけであります。すなはち、たゞいま花村大臣からも答弁がありましたが、詳しく述べれば、約六百万円をもつて、これら約數十戸のために新しい住宅施設を建てる。初は引揚寮に入つてもらおうと試みたけれども、いろいろな点を考慮して、一緒にこれらを収容した方がかるうといふので、この方に収容することに相なつたわけであります。た、厚生省としては、総額約三百万円の資金をもちまして、適当なる民間団体をして生糞資金の貸付を実施するいうようなことをも措置をいたしました。たしております。且下これが実施に要する事務を早急に取り進めている次第であります。また、職業のあつせんつきまして、労働省と連絡をして置をいたしておりますが、将来は「一つの所存であります。以上、お答えを申し上げます。

國 由 態 後、御趣旨のごとく、その趣かれしる特別の事情について、深い同情じ得ないところでござります。これらの方々の援護については、日本人様の措置をとり、出所時に獨り手玉一萬円と被服等を支給しておるのでありますが、日本における人種の薄い事情にかんがみ、その出所後の対策としては、たゞいま厚生大臣述べられた通り、適当な厚生保護をしてこれら者のための一時的施設を設けることとし、なお生業として一人五万円程度の資金を貸与することといたしておられます。外方針をくんで帮助いたしたいと考えます。

○議長(金谷秀次君) 内閣總理大臣が専は適當の機会に願うことといいます。

○長谷川四郎君 議事日程追加の動議を提出いたします。すなわちの際、柳田秀一君提出、在日米軍子砲等原子兵器の貯蔵に関する緊急質問(柳田秀一君提出)

在日米軍の原子砲等原子兵器の貯蔵に関する緊急質問(柳田秀一君提出)

○議長(金谷秀次君) 議事日程追加の動議を提出いたしました。すなわちの際、柳田秀一君提出、在日米軍子砲等原子兵器の貯蔵に関する緊急質問を許可されることを願ひます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の御質問ありませんか。

の渦中に巻き込まれるのではないかと、眞剣にこの國の前途を憂える幾多の議論がなされたのであります。が、政府の答弁は常に明確なる法理論を欠き、総理や外務大臣の答弁を煩ら承わつて安心するどころか、ますます疑いと不安の念を強くせざるを得ないような御答弁に終始されておったのであります。

總理は、昨日の參議院において、事実は單なる新聞報道にすぎないと、いとも簡単に片づけられておるようですが、世界人類の中、日本国民ぐらいい、原水爆の惨禍を恐い、原子兵器なしは原子飛争に敏感な國民はござりますまい。また、これは当然なことでございましょう。この国民感情を無視して、單なる新聞報道とは、これ何事でありますか。すでに日本側にも通告すらあつた嚴然たる事実ではあります。しかし御不自由なおかたで、今国会、連日各種委員会に精勤活動されたりませんか。私は、堀山總理が御老体は何事でありますか。すでに日本側に通告したこと、回りくどく別の言葉で裏書きしたものであると思うであります。また、その事実について、政府はアメリカ軍當局からすでに通告を受けました。

質問の第三、七月三日の外務委員会における答弁では、重光外務大臣及び杉原防衛廳長官は、それぞれ、五月三十一日アーリソン米國大使から、米國は日本の承諾なしには原爆を日本に持ち込まないこと、日本の承諾なしに日本を原水爆の基地としないことを明確に断つておられたと記憶しております。が、本日の新聞によりますと、外務省が二十九日米國大使館に確めたところ、今度のロケット砲は普通の爆弾のほか原子弾も装置し得るものだが、今のところ原爆を日本に持ち込むことはないとの回答を得たようですが、これは重大でござります。すなわち、事の真相は、いわゆるロケット砲、オネスト・ジョン砲を原爆ロケット砲部隊とともに日本に派遣することを、回りくどく別の言葉で裏書きしたものであると思うであります。また、その事実については、政府は普通の爆弾のほか原子弾も装置し得るものであるが、米軍からは原子弾を得ると思います。今回のロケット砲によるもののか、納得し了解を得られるところの御答弁をお願いいたしました。

質問の第四、今回のことを紹介を述べておつたやに今朝の新聞にも米當局の聲明として報道されておるのは事実でござりますか。もし事実とするならば、それはいかなる理論的展開によるものか、納得し了解を得られるならば、それはいかなる理論的展開によるものか、納得し了解を得られるところの御答弁をお願いいたしました。

質問の第五、今回のことを紹介を述べておつたやに今朝の新聞にも米當局の聲明として報道されておるのは事実でござりますか。もし事実とするならば、それはいかなる理論的展開によるものか、納得し了解を得られるところの御答弁をお願いいたしました。

質問の第一、この問題に關してアメリカ當局からいかなる連絡を受けたか、ますこの点を明らかにしていただきます。

質問の第二、本日の新聞によりますと、外務省が二十九日米國大使館に確めたところ、今度のロケット砲は普通の爆弾のほか原子弾も装置し得るものだが、今のところ原爆を日本に持ち込むことはないとの回答を得たようですが、これは重大でござります。すなわち、事の真相は、いわゆるロケット砲、オネスト・ジョン砲を原爆ロケット砲部隊とともに日本に派遣することを、回りくどく別の言葉で裏書きしたものであると思うであります。また、その事実については、政府は普通の爆弾のほか原子弾も装置し得るものであるが、米軍からは原子弾を得ると思います。今回のロケット砲によるもののか、納得し了解を得られるところの御答弁をお願いいたしました。

質問の第三、七月三日の外務委員会における答弁では、重光外務大臣及び杉原防衛廳長官は、それぞれ、五月三十一日アーリソン米國大使から、米國は日本の承諾なしには原爆を日本に持ち込まないこと、日本の承諾なしに日本を原水爆の基地としないことを明確に断つておられたと記憶しております。が、本日の新聞によりますと、外務省が二十九日米國大使館に確めたところ、今度のロケット砲は普通の爆弾のほか原子弾も装置し得るものだが、今のところ原爆を日本に持ち込むことはないとの回答を得たようですが、これは重大でござります。すなわち、事の真相は、いわゆるロケット砲、オネスト・ジョン砲を原爆ロケット砲部隊とともに日本に派遣することを、回りくどく別の言葉で裏書きしたものであると思うであります。また、その事実については、政府は普通の爆弾のほか原子弾も装置し得るものであるが、米軍からは原子弾を得ると思います。今回のロケット砲によるもののか、納得し了解を得られるところの御答弁をお願いいたしました。

質問の第四、今回のことを紹介を述べておつたやに今朝の新聞にも米當局の聲明として報道されておるのは事実でござりますか。もし事実とするならば、それはいかなる理論的展開によるものか、納得し了解を得られるところの御答弁をお願いいたしました。

質問の第五、今回のことを紹介を述べておつたやに今朝の新聞にも米當局の聲明として報道されておるのは事実でござりますか。もし事実とするならば、それはいかなる理論的展開によるものか、納得し了解を得られるところの御答弁をお願いいたしました。

質問の第六、この問題に關してアメリカ當局からいかなる連絡を受けたか、ますこの点を明らかにしていただきます。

質問の第七、この問題に關してアメリカ當局からいかなる連絡を受けたか、ますこの点を明らかにしていただきます。

○政府委員(國田直君登壇) ただいまの御質問にお答えをする前に、経過の概略を御報告申し上げます。

米国国防省の発表として、外電が新兵器輸送に関する報道を伝えて參りましたので、これについて外務省として、

は直ちに米国大使館に問い合わせたところ、同大使館当局は次の通りに通報をいたしました。新兵器を日本に輸送する計画はあるが、いまだこれらの兵器は到着はしていない、これらの新兵器は原子爆弾とは何ら関係はない、たゞこれには原子弹頭を装備得るけれども、これら日本向けの新兵器には何らかかる原子弹頭を伴っていない、以上

の通りでございまして、本件に対するわが方の態度及び方針は従来しばしば説明した通りでございまして、今後もこの方針に従つて処置する方針でございます。

次に、具体的に御質問に御答弁を申し上げます。

本件について米国側より通報あるいは事前に意思の表明があつたかといふことでございますが、本件については通報はございません。

次に、日本とアメリカ当局との話し合いで、日本側に協議しなければ原子爆弾を持ち込まぬと、再三答弁をしておるが、今回の問題はそれと食い違つておらぬかといふ御質問でございますが、われわれは食い違つてお

らぬと解釈をいたしております。たゞいま日本に輸送せんとする計画をしておるところの十一インチ、オネスト・ジョンというロケット発射装置、発射

管であります、御承知のことく、兵

器と彈薬の進歩によりまして、兵器の

分類は逐次変つて参つております。た

とば、追撃砲によつては「發砲弾も

発射いたしまし、これでルイサイ

ト、イペリット等のガス弾を発射すれ

ば、これはガス弾も発射し得ます。あ

るいは発煙剤を発射すれば、発煙剤を

発射することができます。しかしながら、その発射する本体である迫撃砲

は、あくまでこれはガス兵器ではなく

て一般兵器の分類を受けております。

特に今日日本に送るという計画のロ

ケット発射装置は、御承知のことく、

ロケットはそのたまそのものに特色が

ございまして、その噴進装置が特色で

ございます。場合によつてはロケット

弾は簡単なる方向性を付与するのみに

おいても発射できるものでございまし

て、従つて噴進装置そのものは、決し

て精巧斬新なる最新兵器でもなけれ

ば、まして、いわんや、原子弹兵器では

断じないと考えております。これに

原子弹頭をつけることによつて、初め

てこれが原子弹兵器の一部としての効果

をもたらすわけであります。まして、い

わんや、その原子弹頭を持ち込む計画は

今のところないということございま

すから、将来これに対しては当然協議

があるものと考へ、協議ある場合には

十分考慮をし、原子爆弾など危険なものならば拒否したいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

〔政府委員(田中久雄君登壇)〕

御質問のうち、國田政務次官から経過概略についてお答えを申しておりますが、私どものオネスト・ジョンについて

は、私どものオネスト・ジョンについての見解を申し上げまして、補足いた

したいと存じます。オネスト・ジョン

は原子兵器であるかどうかといえば、

これは原子兵器でないといふ解釈でござります。たゞいま世界中の認識でござります。

これは原子兵器でないといふ解釈でござります。

これは原子弹頭を載せるかといふ違いでございまして、オネスト・ジョンそのものは、これは何ら原子弹頭ではない

でございます。この装置の上に原子弹頭を載せるか普通砲を載せるかといふ違いでございまして、オネスト・ジョンそのものは、これは何ら原子弹頭ではないで

ございません。これが一般的の通念になつておるの

でございます。簡単であります、補

足説明をいたします。(拍手)

〔柳田秀一君登壇〕

○議長(益谷秀次君) 柳田君より再質問の要求があります。柳田秀一君。

〔柳田秀一君登壇〕

○柳田秀一君 おそらく、どこかの役

所の、どこかの役人が書いた原文を読

まれて、その原文の趣旨は、私から

きをさしておつたようなことであ

ります。

う、その通りであります。今ここで根

本官房長官以下御答弁になりました

が、あなた方も、われわれと同様に、

やはり誠意であり政治家であります。

この原子砲に関しては、あるいは原

子問題に關しては、われわれ日本人だけが、何の因縁か、一度、二度、三度までもこの惨害をこうむつた。よろ

しうござりますか、そのわれわれが、

政治家として、何もそのようなオネス

ト・ジョンが、これは原子の弾頭に原

子爆弾を裝置できるけれども、必ずし

も原子兵器でないといふような、そろ

ういような三百代言的なことをここで論議しようと思つておらないのであ

ります。(拍手) よろしくどうぞい

ります。

〔平田ヒデ君登壇〕

○平田ヒデ君登壇 私は、日本社会党を代

表いたしまして、三重県津市橋北中學

校の水泳遭難事件に關し、文部大臣に

対し二、三お伺い申し上げたいと思ひます。

昨日は、政府が責任をもつて善

き込まれない、政府は責任をもつて善

き込まれないようになりますから、国民

の態度をとつて、日本は、どのような

ことがあつても、今後いかなることがあつても、世界の原子弹争争の中には巻き込まれない、政府は責任をもつて善

き込まれないようになります。

諸君は安心して、ということをこの議場を通じて言つたのが、あなたの方の政治であります。

はありませんか。(拍手) ありますか

ら、私は、この問題に關しましては、

なお後刻、閉会中におきましても、委員会等においてさらに関府を追及する

ことを、ここに権利を保留いたしてお

きまして、再質問を終ります。

〔長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、こ

れが、あるものと考へ、協議ある場合には

三重県津市における学童の水死事

件に関する緊急質問(平田ヒデ君提出)

この際、平田ヒデ君提出、三重県津市に

おける学童の水死事件に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

〔異議「不」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。」とて日程は追加せられました。

〔三重県津市における学童の水死事件に関する緊急質問を許可いたします。〕

〔平田ヒデ君〕

〔平田ヒデ君登壇〕

○平田ヒデ君登壇 私は、日本社会党を代

表いたしまして、三重県津市橋北中學

校の水泳遭難事件に關し、文部大臣に

対し二、三お伺い申し上げたいと思ひます。

昨日は、政府が責任をもつて善

き込まれないようになりますから、国民

の態度をとつて、日本は、どのような

ことがあつても、今後いかなることがあつても、世界の原子弹争争の中には巻き込まれない、政府は責任をもつて善

き込まれないようになります。

諸君は安心して、ということをこの議場

を通じて言つたのが、あなたの方の政治であります。

はありませんか。(拍手) ありますか

ら、私は、この問題に關しましては、

なお後刻、閉会中におきましても、委員会等においてさらに関府を追及する

ことを、ここに権利を保留いたしてお

きまして、再質問を終ります。

〔長谷川四郎君 議事日程追加の緊急

動議を提出いたします。すなわち、こ

れが、あるものと考へ、協議ある場合には

三重県津市における学童の水死事

件に関する緊急質問(平田ヒデ君提出)

この際、平田ヒデ君提出、三重県津市に

ていたと思われる点、まことに遺憾の事であります。文部省におかれても、毎年のことであり、注意はされておつたと思うのであります。それがいつの場合も規範的なまゝなるべく、すべてが後手である、いつも私は感心させられているのであります。(拍手)以下、項目をあげて、この水難事件を分析し、質問いたす次第であります。

まず第一に、一瞬にして三十六名の青春に富む若く尊とき生命を奪つたわゆる危険個所は、通常・おと呼ばれる二メートルに達する深所であります。が、同個所は、津市教育委員長の冒で明らかなどと、あらかじめわかつたいたという事実があります。それにも思ひなかつたといふところに、大きな原因があるのでないでしょうか。

第二は、引率の先生方は、万の場合は救助対策は全然考慮されていなかつたのみならず、先生たち、みねと呼ばれる危険個所に対する油断と、非常の場合の救助連絡措置がおそかつたのも、事故を大きくした原因の一つにあげなければなりません。すなわち、生徒約五十名が大波にさらわれた際、監督指導に当つていられた校長先生初め二十余名の先生たちは、自分たちだけで救助に当るのみで、一人の先生も、学校、警察等関係当局にすみやかに連絡し救いを求めるという所要についてであります。さらに、学童に対する

の手続きをとるのを怠つたのであります。事故発生後実際に三十分後にして初めて当局に通報されたため、救援隊が現場に到着したのは約一時間後であるといわれております。そのため、人工呼吸がおくれ、当然助かつたであろう生徒も、かけつけた父兄たちの数時間に及ぶ人工呼吸も効を奏さなかつたといふ点についても、監督指導に当られた先生たちの責任はきわめて重かつたものがあります。断固追究されしかるべきであると思ひます。

次に、第三点いたしまして、事故发生後四十八名を海岸に引き揚げたといわれますが、そのうち助かつたのは八名にすぎないのであります。海難に泳がせたことは明らかに監督者の手落ちであると思われます。この点についてはどうか。

さらに、河口に近い危険水域で女子生徒を泳がせたことは明らかに監督者がどこでございますか。

次に、第三点いたしまして、事故发生後四十名を海岸に引き揚げたといわれますが、そのうち助かつたのは八名にすぎないのであります。海難に泳がせたことは明らかに監督者の手落ちであると思われます。この点についてはどうか。

最後に、津市においては緊急全員協議会を開き、犠牲者には弔慰金五万円、入院者には医療費一切を市が負担することに決定したといわれますが、政府におかれましては、これらの補償問題についていかなる対策を講ぜられるお考えでございますか。

そこで、監督者は救助方法を知らなかつたのではないか。たゞ、監督者は教育委員会が日ごろ水難対策について、毎年夏期は万全を期していなかつたことが想ひます。

さらに、第五点として、特に文部大臣の明確なるお答えを希望いたします。これは今日の事件発生の直接、間接の責任の所在と、責任者に対する処置についてであります。さらに、学童に対する

の手続きをとるのを怠つたのであります。事故発生後実際に三十分後にして初めて当局に通報されたため、救援隊が現場に到着したのは約一時間後であるといわれております。そのため、人工呼吸がおくれ、当然助かつたであろう生徒も、かけつけた父兄たちの数時間に及ぶ人工呼吸も効を奏さなかつたといふ点についても、監督指導に当られた先生たちの責任はきわめて重かつたものがあります。断固追究されしかるべきであると思ひます。

さらに、河口に近い危険水域で女子生徒を泳がせたことは明らかに監督者がどこでございますか。

次に、第三点いたしまして、事故发生後四十名を海岸に引き揚げたといわれますが、そのうち助かつたのは八名にすぎないのであります。海難に泳がせたことは明らかに監督者の手落ちであると思われます。この点についてはどうか。

最後に、津市においては緊急全員協議会を開き、犠牲者には弔慰金五万円、入院者には医療費一切を市が負担することに決定したといわれますが、政府におかれましては、これらの補償問題についていかなる対策を講ぜられるお考えでございますか。

そこで、監督者は救助方法を知らなかつたのではないか。たゞ、監督者は教育委員会が日ごろ水難対策について、毎年夏期は万全を期していなかつたことが想ひます。

さらに、第五点として、特に文部大臣の明確なるお答えを希望いたします。これは今日の事件発生の直接、間接の責任の所在と、責任者に対する処置についてであります。さらに、学童に対する

の手続きをとるのを怠つたのであります。事故発生後実際に三十分後にして初めて当局に通報されたため、救援隊が現場に到着したのは約一時間後であるといわれております。そのため、人工呼吸がおくれ、当然助かつたであろう生徒も、かけつけた父兄たちの数時間に及ぶ人工呼吸も効を奏さなかつたといふ点についても、監督指導に当られた先生たちの責任はきわめて重かつたものがあります。断固追求されしかるべきであると思ひます。

さらに、河口に近い危険水域で女子生徒を泳がせたことは明らかに監督者がどこでございますか。

次に、第三点いたしまして、事故发生後四十名を海岸に引き揚げたといわれますが、そのうち助かつたのは八名にすぎないのであります。海難に泳がせたことは明らかに監督者の手落ちであると思われます。この点についてはどうか。

最後に、津市においては緊急全員協議会を開き、犠牲者には弔慰金五万円、入院者には医療費一切を市が負担することに決定したといわれますが、政府におかれましては、これらの補償問題についていかなる対策を講ぜられるお考えでございますか。

そこで、監督者は救助方法を知らなかつたのではないか。たゞ、監督者は教育委員会が日ごろ水難対策について、毎年夏期は万全を期していなかつたことが想ひます。

以上、質問いたす次第であります。

昭和三十年七月三十日 衆議院会議録第五十一号 自作農維持創設資金金融通法案(參議院回付) 地方税法の一部を改正する法律案(參議院回付)

入三八

ないのではないかと考えるのでござります。その制度はどういうことが適切であるか、共済の制度にいたしますかどうかというようなこともあります。それでございました、これらのことは慎重に研究をいたす心得でございます。

第二 白作農維持創設資金金融通法
案内閣提出、參議院回付

○議長(益谷秀次君) 日程第二、白作農維持創設資金金融通法案の參議院回付案を議題といたします。

第三 白作農維持創設資金金融通法

案内閣提出、參議院回付

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十年七月二十九日

衆議院議長 河井 順八

(本院送付案に対する修正)
〔本文と同く小字及正誤表〕

衆議院議長益谷秀次殿

でも株主権利を有することができるようにする。

13 公車は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合に付金につき償還を請求することができる。

地方税法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題といたします。

第三 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

一項各号列記以外の部分を、及び第一項各号列記以外の部分を

百六条第一項各号列記以外の部分を

改め、同改正規定の次に次のよう

に加える。

下本条及び第百十五条规定の第三

号において同じ)に対して課する

遊興飲食税の課税標準の算定については、一人一泊につき五百円を

宿泊及びこれに伴う飲食の料金から控除する。

飲食店、喫茶店等における遊興飲食の免稅点

第一百四条第一項「同条同項の場所」を「道府県の条例で定めるところにより、同条同項の飲食店」に、「課する。」を「課することができる。」に改め、同条第三項中「料金の定めがないときは、」を「料金の定めがないときは、」又は通常の料金に比較して著しく低い料金の定めをしているときは、「」に改める。

下本条及び第百十五条规定の第一

号において同じ)においては、遊興飲食を

することができない。

第三号及び第百二十一条第一項

に付する。

第一百四条第二項「道府県は、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における一人一回の料金が二百円以下である飲食及びその他の利用行為に對しては、遊興飲食税を課する。」に對しては、遊興飲食税を課することができる。

前項の場所のうちあらかじめ提供品目ごとに料金額を明確に区分して整理する食堂その他これらに類する場所で道府県知事が指定するものにおいて、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払つて行う飲食(あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食)といふ。

以下次条第二項及び第百二十

九条において同じ)については、

前項の規定を適用せず、その提供品目ごとに料金の価格が百円以下

のものの飲食に對しては、遊興飲

所に限る。以下第百十五条规定

に付する。

第三号及び第百二十一条第一項に付する。

第一百三十二条第一項中「バー」の下に「並びにこれらの場所における休憩その他これらに類する利用行為(以下本節中「その他の利用行為」という)」を

加える。

第一百三十二条第一項「バー」の下に「並

びにこれらの場所における休憩その他これらに類する利用行為(以下本節中「その他の利用行為」という)」を

加える。

第一百三十二条第一項「宿泊」の下に「並

びにこれらの場所における休憩その他これらに類する利用行為(以下本節中「その他の利用行為」という)」を

加える。

第一百三十二条第一項「旅館」の下に「並

びにこれらの場所における休憩その他これらに類する場所で道府県知事が指定するものにおいて、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払つて行う飲食(あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食)といふ。

以下次条第二項及び第百二十

九条において同じ)については、

前項の規定を適用せず、その提供品目ごとに料金の価格が百円以下

のものの飲食に對しては、遊興飲

所に限る。以下第百十五条规定

に付する。

二項各号列記以外の部分を

改め、同改正規定の次に次のよう

に加える。

第一百三十二条第一項「旅館」の下に「並

びにこれらの場所における休憩その他これらに類する場所で道府県知事が指定するものにおいて、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払つて行う飲食(あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食)といふ。

以下次条第二項及び第百二十

九条において同じ)については、

前項の規定を適用せず、その提供品目ごとに料金の価格が百円以下

のものの飲食に對しては、遊興飲

所に限る。以下第百十五条规定

に付する。

二項各号列記以外の部分を

改め、同改正規定の次に次のよう

に加える。

第一百三十二条第一項「旅館」の下に「並

びにこれらの場所における休憩その他これらに類する場所で道府県知事が指定するものにおいて、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払つて行う飲食(あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食)といふ。

以下次条第二項及び第百二十

九条において同じ)については、

前項の規定を適用せず、その提供品目ごとに料金の価格が百円以下

のものの飲食に對しては、遊興飲

所に限る。以下第百十五条规定

に付する。

二項各号列記以外の部分を

改め、同改正規定の次に次の二条を号を加える。

十九 クリーニング業

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る遊興飲食税の課税標準

の部分、第二百二十五条第二項、第二百六十五条第一項及び第二百三十八条第一項各号列記以外の部分の改正規定

中、「、百六条第一項各号列記以外の部分、第二百二十五条第二項、第二百六十五条第一項及び第二百三十八条第一項各号列記以外の部分の改正規定の次に次の二条を号を加える。

一項、第二百六十五条第一項各号列記以外の部分の改正規定の次に次の二条を号を加える。

十九 クリーニング業

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る遊興飲食税の課税標準

の部分、第二百二十五条第二項、第二百六十五条第一項及び第二百三十八条第一項各号列記以外の部分の改正規定

中、「、百六条第一項各号列記以外の部分、第二百二十五条第二項、第二百六十五条第一項及び第二百三十八条第一項各号列記以外の部分の改正規定の次に次の二条を号を加える。

一項、第二百六十五条第一項各号列記以外の部分の改正規定の次に次の二条を号を加える。

十九 クリーニング業

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る遊興飲食税の課税標準

食税を課することができない。

第一百五条を次のように改める。

(遊興飲食税の標準税率)

第一百五条 遊興飲食税の標準税率は、次の各号に掲げる遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対し、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 芸術その他これに類する者の花代 百分の三十

二 料理店、販店、カフェー、バーその他該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金(前号の花代を除く) 百分の十五

三 旅館における宿泊並びにこれに伴う飲食の料金 一人一泊の料金が千円以下のもの 百分の十
一人一泊の料金が千円以上のもの 百分の五

四 前二号に掲げるものの以外の飲食及びその他の利用行為の料金 一人一回の料金が五百円以下のもとの 百分の十
一人一回の料金が五百円をこえるもの 百分の五

2 前項第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食に対して課する遊興飲食税の標準税率は、前項第四号の規定

にかかわらず、飲食の料金の百分の五とする。

第一百一十五条第一項中「バ」の下に「飲食店」を加える。

第一百一十五条第二項及び第一百二十九条を次のように改める。

六百第一項中「四錢」を「三錢」に改める。

(遊興飲食税に係る領収証の交付義務等)

第一百一十九条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部を受け取った場合には料金を支払う飲食と並びにチケットその他の料金及び遊興飲食税を示すに足りるもので道府県が政令の定めるところにより交付するものを使用する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為については適用しない。

2 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつた場合には料金を支払う飲食と並びにチケットその他の料金及び遊興飲食税を示すに足りるもので道府県が政令の定めるところにより交付するものを使用する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為については適用しない。

3 前項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、道府県の交付する用紙によつて作成しなければならない。ただし、道府県の交付する用紙による領収証及びその写によることが適当でないと認められる外客用のホテル部を受け取らなかつた場合には、当該道府県の条例で定めなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、道府県の交付する用紙によつて作成しなければならない。ただし、道府県の交付する用紙による領収証及びその写によることが適当でないと認められる外客用のホテル部を受け取らなかつた場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

5 前項の領収証及びその写を用紙によつて作成して保管し、その後料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつた者又は領収証となるべき書類及びその支払われた額についての領

収証を交付し、その全額についての支払が完了した際に、あらかじめ作成されている領収証を交付しなければならない。

第一百一十九条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食で一人一人の料金が五百円以下のもの、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為で一人一回の料金が五百円以下のもの、第一百四十二条の四第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食と並びにチケットその他の料金及び遊興飲食税を示すに足りるもので道府県が政令の定めるところにより交付するものを使用する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為については適用しない。

4 第一項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、道府県の交付する用紙によつて作成しなければならない。ただし、道府県の交付する用紙による領収証及びその写によることが適当でないと認められる外客用のホテル部を受け取らなかつた場合には、当該道府県の条例で定めなければならぬ。

5 前項の領収証及びその写を用紙によつて作成して保管し、その後料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつた者又は領収証となるべき書類及びその支払われた額についての領

6 道府県が交付する用紙による領収証及びその写の様式は、總理府令で定める。

7 遊興飲食税の特別徴収義務者が領収証となるべき書類の写を保管すべき期間は、その作成した日から起算して六月間とする。

(領収証の交付等の義務違反に関する罪)
第一百一十九条の三 道府県が当該道府県の条例で特別徴収義務者が領収証に遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対する罰金を科する。

8 遊興飲食税の証紙徴収の手続

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する限りの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 前項の規定は、道府県が該道府県の条例で特別徴収義務者が領収証に遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対する罰金を科する。

4 前項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、道府県の交付する用紙によつて作成せざる者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

5 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

6 道府県が交付する用紙による領収証及びその写の様式は、總理府令で定める。

7 遊興飲食税の特別徴収義務者が領収証となるべき書類の写を保管すべき期間は、その作成した日から起算して六月間とする。

(遊興飲食税の証紙徴収の手続)

第一百一十九条の三 道府県が該道府県の条例で特別徴収義務者が領収証に遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対する罰金を科する。

8 遊興飲食税の証紙徴収の手続

2 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

3 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

4 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

5 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

6 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

7 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

8 前項の規定は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙によつて作成する。

第二章第六節第二款中第一百三十三条の次に次の二条を加える。

(遊興飲食税の賦課徴収に関する自治府長官の勧告)

第一百三十三条の二 自治府長官は、道府県の遊興飲食税の賦課徴収が適正を欠き、その事務の運営について改善を加える必要があると認めるときは、当該道府県知事に対し、その改善のため必要な措置を探ることを勧告することがきる。

2 道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合においては、その勧告に基いて遊興飲食税の賦課徴収事務の運営を改善するため必要な措置を探るとともに、その採った措置を自治府長官に報告しなければならない。

第一百三十八条第一項各号別記以外の部分中「四錢」を「三錢」に改める。

25 昭和二十九年以前に建設に着手した水力発電所の用に供する慣用資産で昭和三十一年度から昭和三十一年度までの間ににおいて新たに固定資産税を課されることとなるものに対する同法同条第三項のうち、新法第三百四十九条の四第一項の規定の適用を受けることとなるものに対する同法同条第三項から第二十一条から第二十四項まで

〔第二百九十二条第一号第二号、第五号、第七号及び第十一号に、「附則第二十一項から第二十四項まで」を「附則第二十一項から第二十七項まで」に改める。〕

附則第三十一項を第三十五項とし、以下四項ずつ繰り下げる。

附則第三十項を第三十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

34 昭和三十一年十月三十日以前にした行為に対する罰則の適用については、第二百二十九条の改正規定及び百三十条の改正規定にかかる部分中「四錢」を「三錢」に改める。

35 昭和三十一年十月三十日以前にした行為に対する罰則の適用については、第二百二十九条の改正規定にかかる部分中「第一項」を削り、「」の下に「同条第四号ただし書中「総所得金額から所得稅法」を「総所得金額中に給付所得が含まれている場合においては、当該給付所得にかかるべき金額（その金額が二万円に相当するときは二万円）を控除した

二年度にあつては百分の百四十、最初の年度が昭和三十一年度である場合においては昭和三十二年度にあつては百分の百六十」と読み替えるものとする。

○議長（益谷秀次君） 本案の參議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○議長（益谷秀次君） 本日を以て終了いたします。

○議長（益谷秀次君） 〔会期終了の議長のあいさつを考るため掲載する〕

諸君、

第二十二回国会は、本日を以て終了いたしました。

今国会は、特別会であります。

殊に、延長後の一ヶ月間は、近年稀なる酷暑でありましたが、諸君におかれましては、日夜よく精勤努力、慎重審議を尽されました結果、本年度の予算を始めとし幾多の重要な議案の殆んど全部を議論いたされましたことは、誠に御同慶の至りに存じます。

これひとえに諸君のよくその職責を全うし、もって国民の委託に報い

〔報告書は会議録追録に掲載〕

26 前項の規定の適用を受ける債務者に対する附則第二十二項の規定の適用については、同項中「第三十三項」とあるのは附則第二十

五項」と「百分の百二十（昭和三十一年度にあつては、百分の百三十）」とあるのは「百分の百八十（最初の年度が昭和三十一年度である場合は百分の百六十、昭和三十一年度にあつては百分の百六十六）」と読み替えるものとする。

○議長（益谷秀次君） 本案の參議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○議長（益谷秀次君） 〔会期終了の議長のあいさつを考るため掲載する〕

諸君、

第二十二回国会は、本日を以て終了いたしました。

今国会は、特別会であります。

殊に、延長後の一ヶ月間は、近年

稀なる酷暑でありましたが、諸君におかれましては、日夜よく精勤努力、慎重審議を尽されました結果、本年

度の予算を始めとし幾多の重要な議案

の殆んど全部を議論いたされましたことは、誠に御同慶の至りに存じます。

これひとえに諸君のよくその職責を全うし、もって国民の委託に報い

○議長（益谷秀次君） 本案の參議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○議長（益谷秀次君） 〔会期終了の議長のあいさつを考るため掲載する〕

諸君、

第二十二回国会は、本日を以て終了いたしました。

今国会は、特別会であります。

殊に、延長後の一ヶ月間は、近年

稀なる酷暑でありましたが、諸君におかれましては、日夜よく精勤努力、慎重審議を尽されました結果、本年

度の予算を始めとし幾多の重要な議案

の殆んど全部を議論いたされましたことは、誠に御同慶の至りに存じます。

これひとえに諸君のよくその職責を全うし、もって国民の委託に報い

地方行政委員	福井 順一君	伊調幸太郎君	山本 勝市君	田子 一民君
法務委員	岡本 隆一君	島上善五郎君	三浦 義三君	薄田 美朝君
大蔵委員	矢尾喜三郎君	中村 英男君	田中 正巳君	田村 元君
文教委員	薄田 美朝君	井手 以誠君	山下 葦二君	福田 越夫君
農林水産委員	長井 源君	荒船清十郎君	長井 源君	松岡 松平君
細組	石田 宿全君	受田 新吉君	福井 順一君	西村 力弥君
外会労働委員	岡本 隆一君	吉田 賢一君	岡本 隆一君	吉田 賢一君
商工委員	山下 墓二君	山崎 謙君	山崎 謙君	杉山元治郎君
運輸委員	中村 英男君	田子 一民君	西村 力弥君	西村 力弥君
通信委員	山田 長司君	西村 力弥君	山崎 謙君	西村 力弥君
建設委員	西村 力弥君	西村 力弥君	西村 力弥君	西村 力弥君
予算委員	西村 力弥君	西村 力弥君	西村 力弥君	西村 力弥君
商工委員	西村 力弥君	西村 力弥君	西村 力弥君	西村 力弥君
北海道における国有林野の風害木等の充拠代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案	は次の通りである。	は次の通りである。	は次の通りである。	は次の通りである。
地方交付税法等の一部を改正する法律案	一、今三十日議長において、次の通り	一、昨二十九日議員から提出した議案	一、昨二十九日議員から提出した議案	一、昨二十九日議員から提出した議案
及び帰還促進に関する決議案（大坪律案（鈴木直人君外六名提出））	常任委員の補欠を指名した。	韓国に抑留せられた日本漁民の待遇	韓国に抑留せられた日本漁民の待遇	韓国に抑留せられた日本漁民の待遇
消防力強化に関する決議案（鈴木直人君外七名提出）	一、今三十日議長において、次の通り	及び帰還促進に関する決議案（大坪律案（鈴木直人君外六名提出））	及び帰還促進に関する決議案（大坪律案（鈴木直人君外六名提出））	及び帰還促進に関する決議案（大坪律案（鈴木直人君外六名提出））
被寄農家に対する米交の充渡の特例に関する法律案	常任委員の補欠を指名した。	昭和三十年六月及び七月の水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の大水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の大水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案
西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君
大倉 三郎君	南條 雄男君	南條 雄男君	南條 雄男君	南條 雄男君
内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員
内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。
一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。
開港提出案は次の通りである。	あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案	昭和三十年六月及び七月の大水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の大水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の大水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案
地方行政委員	岡本 隆一君	岡本 隆一君	岡本 隆一君	岡本 隆一君
決算委員	受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君
議院運営委員	山崎 謙君	山崎 謙君	山崎 謙君	山崎 謙君
大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君
消防力強化に関する法律案	消防力強化に関する法律案	消防力強化に関する法律案	消防力強化に関する法律案	消防力強化に関する法律案
安藤 正純君	安藤 正純君	安藤 正純君	安藤 正純君	安藤 正純君
海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員
委員の辞任を許可した。	委員の辞任を許可した。	委員の辞任を許可した。	委員の辞任を許可した。	委員の辞任を許可した。
一、今三十日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、今三十日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。
委員の辞任を許可した。	委員の辞任を許可した。	書類を受領した。	書類を受領した。	書類を受領した。
貿易振興に関する調査特別委員	貿易振興に関する調査特別委員	韓國に抑留せられた日本漁民の待遇及び帰還促進に関する決議案	韓國に抑留せられた日本漁民の待遇及び帰還促進に関する決議案	韓國に抑留せられた日本漁民の待遇及び帰還促進に関する決議案
中馬 長信君	中馬 長信君	中馬 長信君	中馬 長信君	中馬 長信君
大坪 保雄君外七名	大坪 保雄君外七名	大坪 保雄君外七名	大坪 保雄君外七名	大坪 保雄君外七名
昭和三十年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和三十年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和三十年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和三十年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和三十年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
鈴木直人君外七名	鈴木直人君外七名	鈴木直人君外七名	鈴木直人君外七名	鈴木直人君外七名
金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案	金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案	金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案	金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案	金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案
中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君
川上 貫一君	川上 貫一君	川上 貫一君	川上 貫一君	川上 貫一君
立派な通りである。	立派な通りである。	立派な通りである。	立派な通りである。	立派な通りである。
一、昨二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、昨二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。
海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員	海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員
大野 市郎君	大野 市郎君	大野 市郎君	大野 市郎君	大野 市郎君
井端 繁雄君	井端 繁雄君	井端 繁雄君	井端 繁雄君	井端 繁雄君
山田 長司君	山田 長司君	山田 長司君	山田 長司君	山田 長司君
受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君
農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員
中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君
河野 帯君	河野 帯君	河野 帯君	河野 帯君	河野 帯君
南條 德男君	南條 德男君	南條 德男君	南條 德男君	南條 德男君
決算委員	決算委員	決算委員	決算委員	決算委員
平野 三郎君	平野 三郎君	平野 三郎君	平野 三郎君	平野 三郎君
西村 直己君	西村 直己君	西村 直己君	西村 直己君	西村 直己君
志賀 清雄君	志賀 清雄君	志賀 清雄君	志賀 清雄君	志賀 清雄君
提出案は次の通りである。	提出案は次の通りである。	提出案は次の通りである。	提出案は次の通りである。	提出案は次の通りである。
社会労働委員会 付託	社会労働委員会 付託	社会労働委員会 付託	社会労働委員会 付託	社会労働委員会 付託
内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。	内閣提出案は次の通りである。
北海道における国有林野の風害木等の充拠代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案
昭和三十年六月及び七月の水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案	昭和三十年六月及び七月の水害による被害を受けた地方公共團体の起債の特例に関する法律案
被寄農家に対する米交の充渡の特例に関する法律案	被寄農家に対する米交の充渡の特例に関する法律案	被寄農家に対する米交の充渡の特例に関する法律案	被寄農家に対する米交の充渡の特例に関する法律案	被寄農家に対する米交の充渡の特例に関する法律案
西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君	西ヶ久保重光君
大倉 三郎君	南條 雄男君	南條 雄男君	南條 雄男君	南條 雄男君

自作農維持創設資金融通法案

地方税法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日次の内閣提出案(參議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨參議院に通知した。

輸出入引法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

歯科技工法案

一、昨二十九日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

特別田問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

関税及び貿易に関する一般協定への加入条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

農林水産業施設復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する法律案

る資金の融通に関する暫定措置法案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本海外移住振興株式会社法案

一、昨二十九日參議院において、次の法律案を改正する法律案

労働者災害補償保険特別会計法の一
部を改正する法律案

一、今三十日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

自動車損害賠償責任再保険特別会計法案

一、今三十日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

危険核子改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

一、今三十日提出した緊急質問は次の通りである。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

一、今三十日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

一、今三十日提出した緊急質問は次の通りである。

三重県津市における学童の水死事件に関する緊急質問(平田ヒデ君提出)

自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
一、今三十日參議院に付此された議案は次の通りである。
 第七八号 地方行政委員会 付託
 一、今三十日參議院に送付した内閣提案は次の通りである。
 补助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案
 一、今三十日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。
 地方交付税法等の一部を改正する法律案(鈴木直人君外六名提出)
 一、今三十日提出した緊急質問は次の通りである。
 第三国人戦争受刑者の出所後の援護対策に関する緊急質問(山下春江君提出)
 一、今三十日提出した緊急質問は次の通りである。
 在日米軍の原子弹等原子兵器の貯蔵に関する緊急質問(柳田秀一君提出)
 一、今三十日提出した緊急質問は次の通りである。
 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案
 一、今三十日提出した緊急質問は次の通りである。
 理容師美容師法の一部を改正する法律案
 一、今三十日提出した緊急質問は次の通りである。